

国立大学法人等の現状について



文部科学省

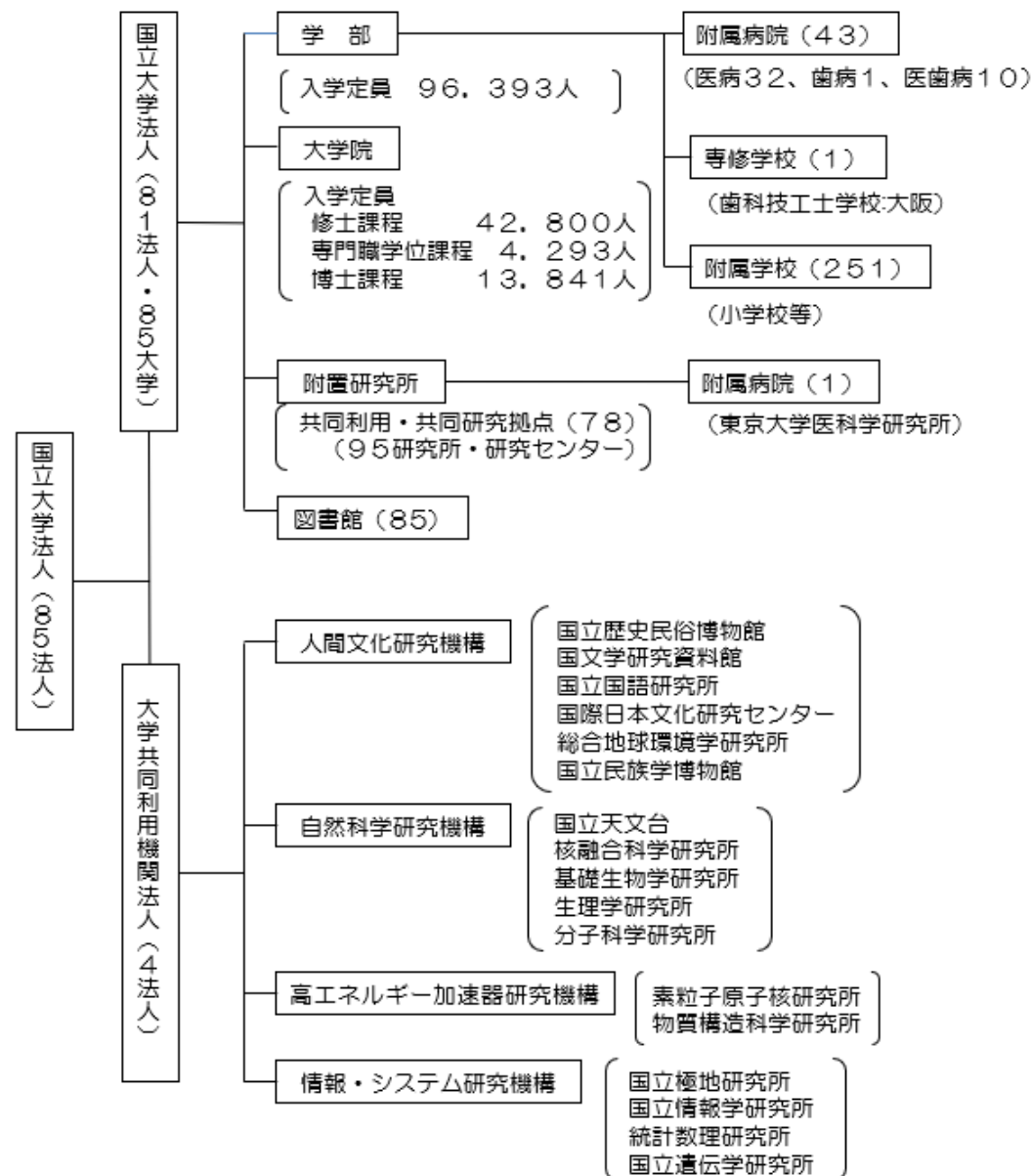
目次

- I. 国立大学法人・大学共同利用機関法人全体の概況について**
- II. 国立大学法人・大学共同利用機関法人の現状分析について**
 - 1. 財務会計関係**
 - (1) 経営規模**
 - (2) 運営費交付金**
 - (3) 財源の多様化**
 - (4) 授業料等**
 - 2. 人事給与マネジメント改革**
 - 3. 学内組織の見直し等**

I. 国立大学法人・大学共同利用機関法人 全体の概況について

国立大学法人等の構成

(令和7年4月1日)



(注) 修士課程：修士課程、区分制博士課程（前期2年の課程）

博士課程：区分制博士課程（後期3年の課程）、5年一貫制博士課程及び医・歯・獣医学の博士課程

国立大学等の種類・規模

令和7年4月

81
法人・
85
大学

総合 48	7学部以上	24	
	6学部	6	〔山形、宇都宮、徳島、香川、高知、佐賀〕
	5学部	10	〔弘前、岩手、秋田、茨城、埼玉、横国、岐阜、三重、大分、宮崎〕
	4学部	6	〔群馬、※金沢、福井、山梨、和歌山、鳥取〕
	3学部	2	〔※福島、滋賀〕
その他 37	教員養成系	11	〔北海道教育、宮城教育、東京学芸、上越教育、愛知教育、京都教育、大阪教育、兵庫教育、奈良教育、鳴門教育、福岡教育〕
	工学	9	〔室蘭工業、北見工業、東京農工②、電気通信、長岡技術科学、名古屋工業、豊橋技術科学、京都工芸繊維、九州工業②〕
	医学	3	〔旭川医科、浜松医科、滋賀医科〕
	社会	2	〔小樽商科、一橋⑤〕
	専門 外国語 31	1	〔東京外国語③〕
	芸術	1	〔東京芸術②〕
	体育	1	〔鹿屋体育〕
	海洋	1	〔東京海洋③〕
	畜産	1	〔帯広畜産〕
	障害	1	〔筑波技術③〕
	女子大学	2	〔お茶の水④、奈良女子④〕
	大学院大学	4	〔政策研究、総合研究、北陸先端科学技術、奈良先端科学技術〕

東海国立大学機構

名古屋

岐阜

北海道国立大学機構

小樽商科

帯広畜産

北見工業

奈良国立大学機構

奈良教育

奈良女子

- ・※は学群等制度を持つ大学
- ・○の中の数字は学部数
- ・赤字は医学部を持つ大学

大学共同利用機関法人(4法人)

人間文化研究機構(博物館等3、研究所等3) ・ 自然科学研究機構(研究所等5) ・ 高エネルギー加速器研究機構(研究所等2) ・ 情報・システム研究機構(研究所等4)

大学共同利用機関法人について

大学共同利用機関法人とは

- 我が国の学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する法人とされている。(国立大学法人法第1条)
- 大学共同利用機関法人 4 法人のもと、1 7の大学共同利用機関が設置されている。

【参考：国立大学法人法】

第1条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

第2条第3項 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

第2条第4項 この法律において「大学共同利用機関」とは、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

大学共同利用機関の特徴

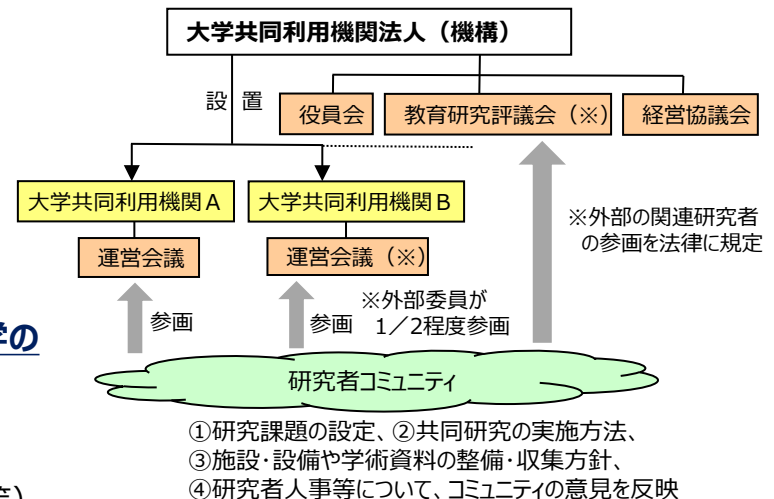
- 個々の大学に属さない大学の共同利用の研究所**（国立大学法人法により設置された、大学と等質の学術研究機関）
- 個々の大学では整備できない**大規模な施設・設備や大量のデータ・貴重な資料等を全国の大学の研究者に提供する我が国独自のシステム**
- 各分野の研究者コミュニティの強い要望により、国立大学の研究所の改組等により設置された経緯
- 平成16年の法人化で、異なる研究者コミュニティに支えられた複数の機関が機構を構成したことにより、新たな学問領域の創成を企図

大学共同利用機関の組織的特性

- 外部研究者が約半数を占める運営会議**が人事も含め運営全般に関与
- 常に**研究者コミュニティ全体にとって最適な研究所**であることを求められる（自発的改革がビルトインされた組織）
- 共同研究を行うに相応しい流動的な教員組織（例：大規模な客員教員・研究員枠、准教授までは任期制、内部昇格禁止等）

大学共同利用機関の取組内容

- 大規模な施設・設備や大量の学術データ等の**貴重な研究資源を全国の大学の研究者に無償で提供**
- 研究課題を公募**し、全国の研究者の英知を結集した共同研究を実施
- 全国の**大学に対する技術移転**（装置開発支援、実験技術研修の開催）
- 狭い専門分野に陥りがちな**研究者に交流の場を提供**（シンポジウム、研究会等）
- 当該分野のCOE**として、国際学術協定等により世界への窓口として機能
- 優れた研究環境を提供し、**大学院教育に貢献**（大学院生の研究指導を受託、総合研究大学院大学の専攻を設置）



国立大学の再編・統合について

平成14年10月に4大学（2組）、H15年10月に20大学（10組）、H17年10月に3大学（1組）、H19年10月に2大学（1組）が統合。（令和7年4月）
（H14年4月：101大学→ H15年10月：89大学→ H17年10月：87大学→ H19年10月：86大学→R6年10月：85大学）

H14年4月 101大学

H15年10月 89大学

平成14年10月に統合した大学（2組4大学）

◆ 平成15年4月学生受入

- 山梨大学と山梨医科大学（→山梨大学）
 - ・医学・工学を中心とする学際領域への対応
 - ・地域貢献（共同研究等に関する窓口の一本化）
- 筑波大学と図書館情報大学（→筑波大学）
 - ・情報系をはじめとする諸分野との融合による図書館情報学の更なる発展

H14年10月 99大学

平成15年10月に統合した大学（10組20大学）

◆ 平成16年4月学生受入

- 九州大学と九州芸術工科大学（→九州大学）
 - ・工学系をはじめとする諸分野との融合による芸術工学の更なる発展
- 神戸大学と神戸商船大学（→神戸大学）
 - ・海事・海洋に関する学際領域への対応
- 東京商船大学と東京水産大学（→東京海洋大学）
 - ・「海」を基盤とする教育研究の発展
- 香川大学と香川医科大学（→香川大学）
 - ・医学・農学・工学等に関する学際領域への対応
 - ・地域貢献（複合的な教育研究拠点として地域社会へ貢献）
- 宮崎大学と宮崎医科大学（→宮崎大学）
 - ・学際領域に属する生命科学分野に特色を持つ大学の創造
 - ・地域貢献（地域の発展に寄与する教育研究活動を展開）
- 大分大学と大分医科大学（→大分大学）
 - ・医療・福祉等に関する学際領域への対応
 - ・地域社会への貢献を積極的に推進
- 佐賀大学と佐賀医科大学（→佐賀大学）
 - ・医学・工学等に関する学際領域への対応
 - ・地域密着型大学（共同研究等の推進、地域医療の充実）
- 高知大学と高知医科大学（→高知大学）
 - ・医学・理学・農学等に関する学際領域への対応
 - ・地域社会との連携の強化
- 福井大学と福井医科大学（→福井大学）
 - ・医学・工学等に関する学際領域への対応
 - ・地域社会への一層の貢献（教育、学術、医療の中核的拠点）
- 島根大学と島根医科大学（→島根大学）
 - ・医学、工学、生物科学等に関する学際領域への対応
 - ・地域社会の発展に貢献（教育・研究・文化の知的拠点）

平成17年10月に統合した大学（1組3大学）

◆ 平成18年4月学生受入

- 富山大学、富山医科大学及び高岡短期大学（→富山大学）
 - ・生命科学を中心に関連分野（医学・薬学・理工学）を融合
 - ・科学、芸術文化と人間社会の調和的発展

H17年10月 87大学

平成19年10月に統合した大学（1組2大学）

◆ 平成20年4月学生受入

- 大阪大学と大阪外国語大学（→大阪大学）
 - ・国際社会の中で日本の果たすべき役割を担い得る有用な人材を養成

H19年10月 86大学

令和6年10月に統合した大学（1組2大学）

◆ 令和7年4月学生受入

- 東京医科歯科大学と東京工業大学（→東京科学大学）
 - ・「科学の進歩」と「人々の幸せ」とを探究し、社会とともに新たな価値を創造

R6年10月 85大学

指定国立大学法人制度について

1. 制度の趣旨

平成29年4月、国立大学法人法の改正により、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができる制度を創設。

2. 指定国立大学法人とは

<指定の条件>

指定国立大学法人は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していく必要があるため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していることを申請の要件として設定。

以下の項目を申請に当たって確認

【研究力】

- ・科学研究費助成事業の新規採択件数
- ・トップ10%論文の状況

【社会との連携】

- ・受託・共同研究収益の割合
- ・寄附金収益の割合
- ・特許権実施等収入の割合
- ・大学発ベンチャー設立数の割合（第4期～）

【国際協働】

- ・国際共著論文比率
- ・留学生及び日本人派遣学生の割合（学部・大学院）
- ・外国人教員割合（第4期～）

<指定国立大学法人に関する特例>

- 出資対象範囲の拡大※1（大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用して商品等の開発・提供を行う事業者）への出資）
- 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮
- 余裕金の運用の認定特例（文部科学大臣の認定不要）
- 理事を2名まで増員可

※1 大学の研究成果を活用したコンサルティング会社等への出資については、令和4年4月より国立大学法人に対象を拡大

3. 指定の状況

指定国立大学法人の審査は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会（国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会）が書面審査、ヒアリング審査及び現地視察を実施。文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴いて指定。

【第3期指定について】

国立大学法人東北大学（平成29年6月30日指定）

国立大学法人東京大学（平成29年6月30日指定）

国立大学法人京都大学（平成29年6月30日指定）

国立大学法人東京工業大学（平成30年3月20日指定）※2

国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学（平成30年3月20日指定）

国立大学法人大阪大学（平成30年10月23日指定）

国立大学法人一橋大学（令和元年9月5日指定）

【第4期指定について】

国立大学法人筑波大学（令和2年10月15日指定）

国立大学法人東京医科歯科大学（令和2年10月15日指定）※2

国立大学法人九州大学（令和3年11月22日指定）

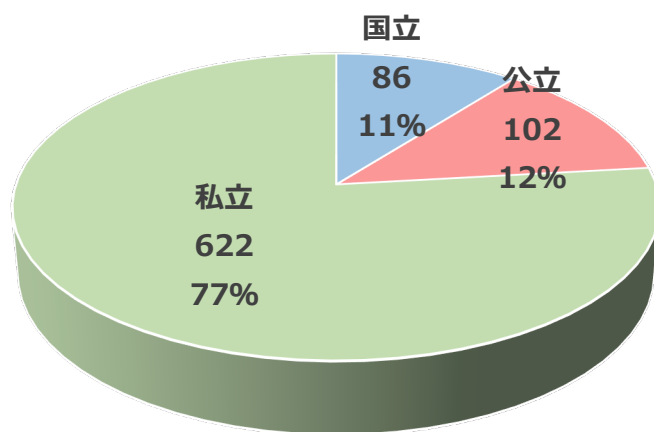
※2 国立大学法人東京科学大学として指定継続（令和6年10月1日付）

国公立大学学生数（学部、修士、博士）

- 我が国の学校数は810校（うち、私立622校（76.8%））であり、学部学生数は約263万人（うち、私立約205万人（78.1%））。
- 修士課程・博士課程の学生数は、国立が占める割合が高い。

学校数

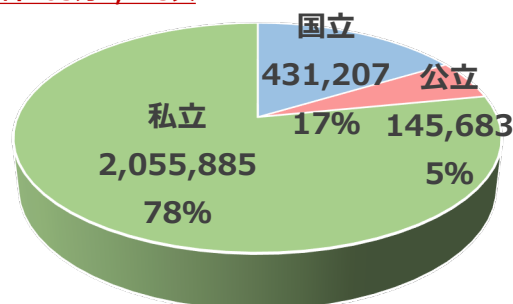
●合計810校



学生数

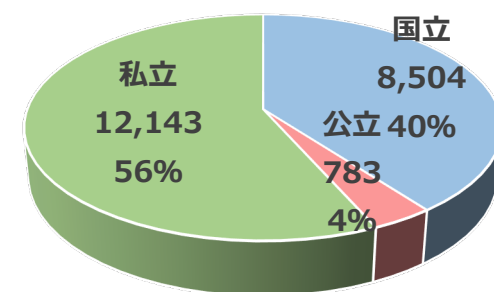
学士課程

●合計263万2,775人



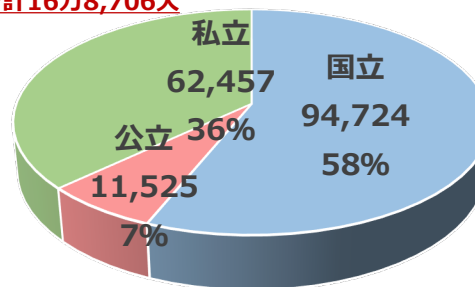
専門職学位課程

●合計2万1,430人



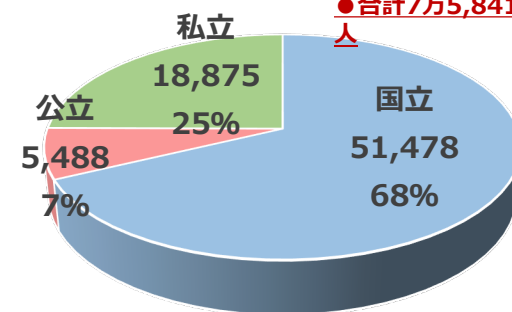
修士課程

●合計16万8,706人



博士課程

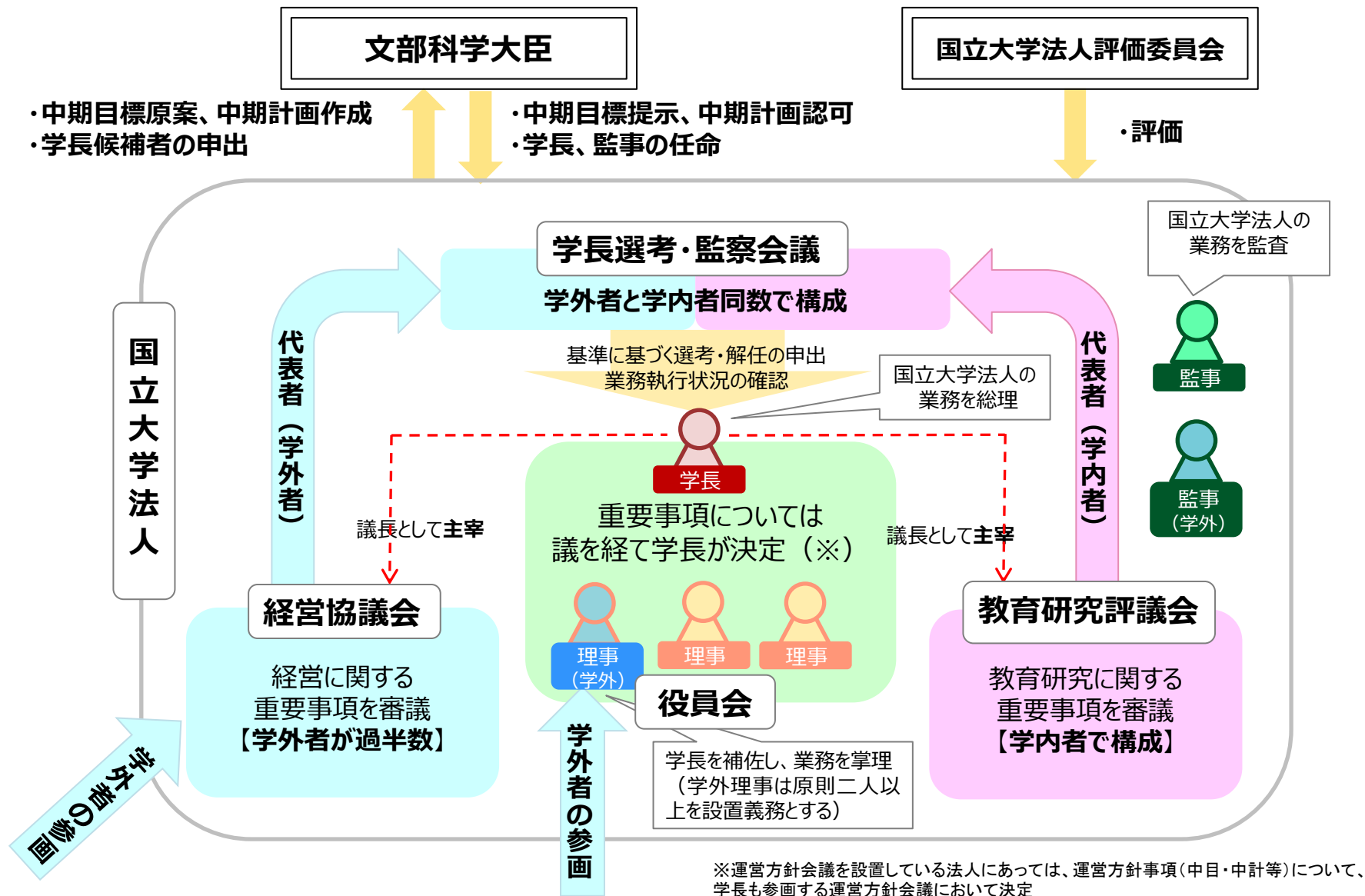
●合計7万5,841人



（出典）文部科学省「学校基本統計」（令和5年度）より作成。

国立大学法人のガバナンスの仕組み

(令和4年4月以降)



国立大学法人会計基準の主な改訂の状況（平成16年度～）

- 法人化後、国立大学法人法の改正や、企業会計基準及び独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、必要に応じて見直しを実施。

平成16年 国立大学法人会計基準の 策定

- 独立行政法人会計基準（※）を参考としつつ、国立大学法人の特性（①主たる業務内容が教育・研究であること、②学生納付金や附属病院収入等の固有かつ多額の収入を有すること等）に即した取扱いを検討

※独立行政法人の会計は原則として企業会計基準による（通則法第37条）ものの、制度の前提や財政構造が営利企業とは異なるため、所要の修正を加えている。

- 平成26年
特定の有価証券の処理の
新設

- 産業競争力強化法により、**特定研究成果活用支援事業について国立大学法人等からの出資が可能**となったことにより、当該出資により取得した**有価証券や連結財務諸表等の取扱い**について改訂。

- 平成28年
共同研究に関する開示の充
実

- **共同研究の重要性の高まりに対応**し、受託研究等に含まれていた共同研究収益・費用を独立表示。
- また、附属明細書において、**受託研究・共同研究・受託事業等の受入額等の直接経費と間接経費の内訳を開示**。

- 令和4年
資産見返負債の廃止
セグメント情報の詳細化
引当特定資産制度の新設

- 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議等の提言をふまえ、
- 産業界目線からも理解しやすい財務諸表等とするため、**資産見返負債の廃止等**、**分かりにくい概念を見直し**。
 - 「附属病院」「附属学校」「共同利用共同研究拠点」等のセグメントに加え、新たに「学部・研究科等」も独立したセグメントとして**費用・収益・資産の情報を開示**。
 - **施設設備の更新と国立大学法人等債の償還を目的として、目的積立金とは別の資金繰越の制度を新設**。

- 令和6年
大学運営基金制度の新設等

- **中期目標期間を超える際の文部科学大臣の承認を不要とする大学運営基金の制度の新設**や、**新株予約権の取得時・期末時の評価方法の簡素化**に係る考え方の整理。

Ⅱ．国立大学法人・大学共同利用機関法人 の現状分析について

現状分析の考え方

本資料では、法人化以降の財務状況及び規制緩和等された制度の活用状況について現状分析を行う。

その際、各法人の規模や教育研究の分野は様々であること、また、これらの違いによって制度の活用状況の傾向が異なることから、国立大学法人等の全体の傾向を分析することに加え、法人化以来、財務分析に用いている以下のグループごとに分析を行った。

なお、法人の規模や分野等により、法人化以降の制度の活用の状況等には自ずと異なる特徴があると考えられるものであり、本分析で表された財務状況や制度の活用状況の多少のみをもって、当該グループの法人の活動ぶりの評価の意味合いをもつものではないことに十分留意することが必要である。

Aグループ（大規模）：	学生収容定員 1 万人以上、学部等数概ね 10 学部以上の国立大学法人（学群、学類制などの場合は、学生収容定員のみ）
Bグループ（理学生＞W文）：	医科系学部を有さず、学生収容定員に占める理工系学生数が文科系学生数の概ね 2 倍を上回る国立大学法人
Cグループ（文学生＞W理）：	医科系学部を有さず、学生収容定員に占める文科系学生数が理工系学生数の概ね 2 倍を上回る国立大学法人
Dグループ（医のみ）：	医科系学部のみで構成される国立大学法人
Eグループ（教のみ）：	教育学部のみで構成される国立大学法人
Fグループ（院のみ）：	大学院のみで構成される国立大学法人
Gグループ（医有複学）：	医科系学部その他の学部で構成され、A～F のいずれにも属さない国立大学法人
Hグループ（医無複学）：	医科系学部を有さず、A～F のいずれにも属さない国立大学法人
Iグループ（共同利用機関）：	大学共同利用機関法人

（※）法人化当初の年度評価時の財務分析のため、財政規模・収支構造に着目して分類したもの。毎年度、本グループ分けを活用して法人の財務情報分析を行い、文科省HPで公表している。経年比較の観点等から、基本的には当初のグループ分けを維持し、毎年度、定義に合わせてグループ分けを見直すことはしていない。

（H16～R4間に大学統合・法人統合された大学については、R4時点のグループで整理。）

区分	大 学
Aグループ <13法人>	北海道大学、東北大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、新潟大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、岡山大学、広島大学、九州大学、東海国立大学機構
Bグループ <11法人>	室蘭工業大学、東京農工大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、長岡技術科学大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、京都工芸繊維大学、九州工業大学、鹿屋体育大学
Cグループ <6法人>	福島大学、筑波技術大学、東京外国語大学、東京藝術大学、一橋大学、滋賀大学
Dグループ <4 法人>	旭川医科大学、東京医科歯科大学、浜松医科大学、滋賀医科大学
Eグループ <10法人>	北海道教育大学、宮城教育大学、東京学芸大学、上越教育大学、愛知教育大学、京都教育大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学
Fグループ <4 法人>	政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学
Gグループ <24法人>	弘前大学、秋田大学、山形大学、群馬大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、三重大学、鳥取大学、島根大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学
Hグループ <10法人>	岩手大学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、お茶の水女子大学、横浜国立大学、静岡大学、和歌山大学、北海道国立大学機構（小樽商科大学・帯広畜産大学・北見工業大学）、奈良国立大学機構（奈良教育大学・奈良女子大学）
Iグループ <4法人>	人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

1. 財務会計関係

(1) 経営規模

経常収益・費用やその内訳の変化について①（全体の傾向）

- 全体として経常収益・費用は約1.4倍に増加。

<経常収益>

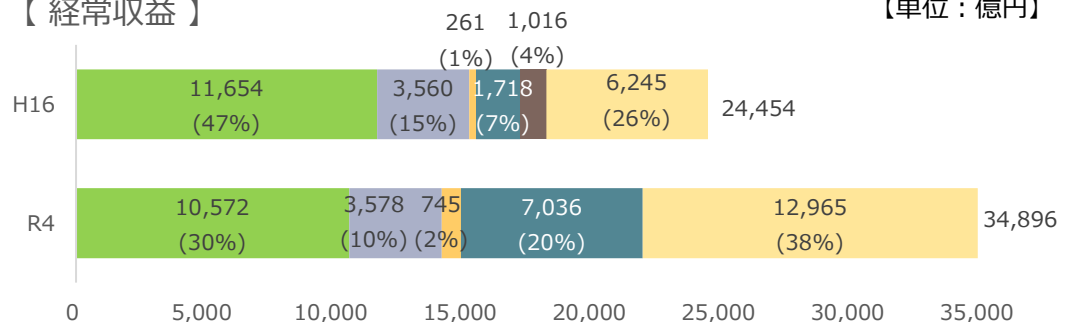
- 最も大きな増要因は附属病院収益で、約2倍に増加（6,245億円→12,965億円）。
- 外部資金等は約4倍に増加（1,718億円→7,036億円）しており、企業等からの受託研究・共同研究など全般的に獲得金額が増加、寄附金は受入件数は約2倍、受入額は約1.5倍に増加。

<経常費用>

- 収益増に比例して、診療経費は約2倍に増加（7,235億円→14,462億円）。
- 受託研究費等は約3倍に増加（1,082億円→3,102億円）。また、教育経費や研究経費も増加。
- 一方、人件費、一般管理費等は微減となっている。

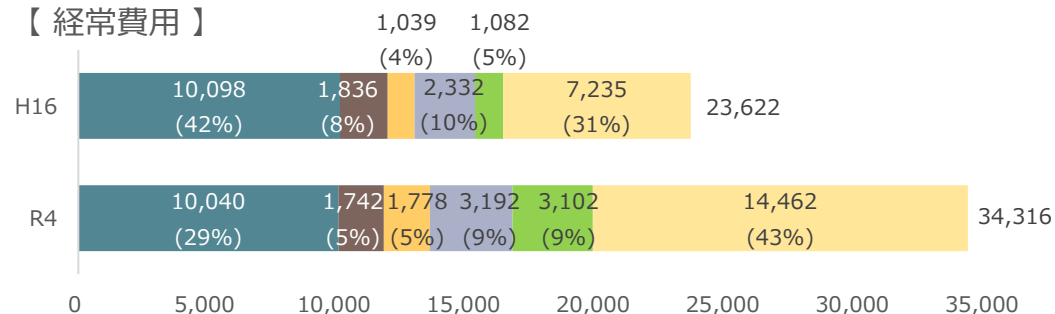
【経常収益】

【単位：億円】

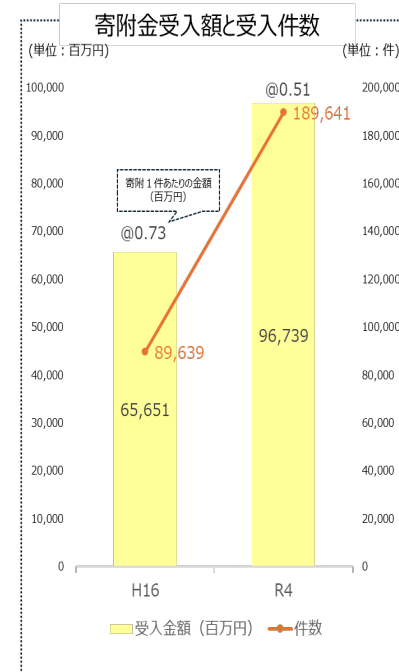
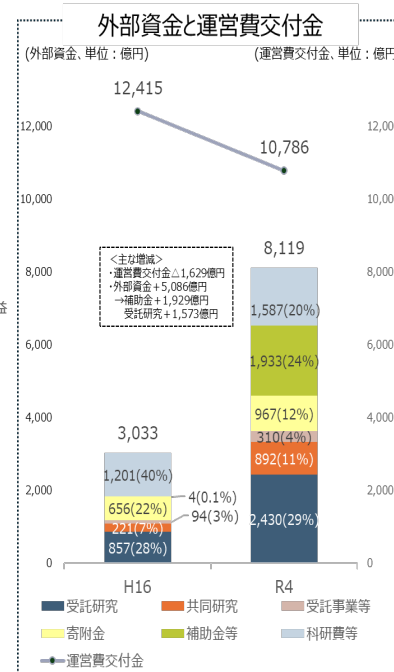


■ 運営費交付金収益 ■ 学生納付金収益 ■ 雑収入等 ■ 外部資金等（補助金収益、受託研究収益等、寄附金収益、研究関連収益） ■ 資産見返戻入※ ■ 附属病院収益
 ※ 資産見返戻入が令和4年度より0となっているのは、会計基準の改訂によるもの

【経常費用】



■ 人件費（附属病院以外） ■ 一般管理費等 ■ 教育経費 ■ 研究経費 ■ 受託研究費等 ■ 診療経費（附属病院の人件費含む）



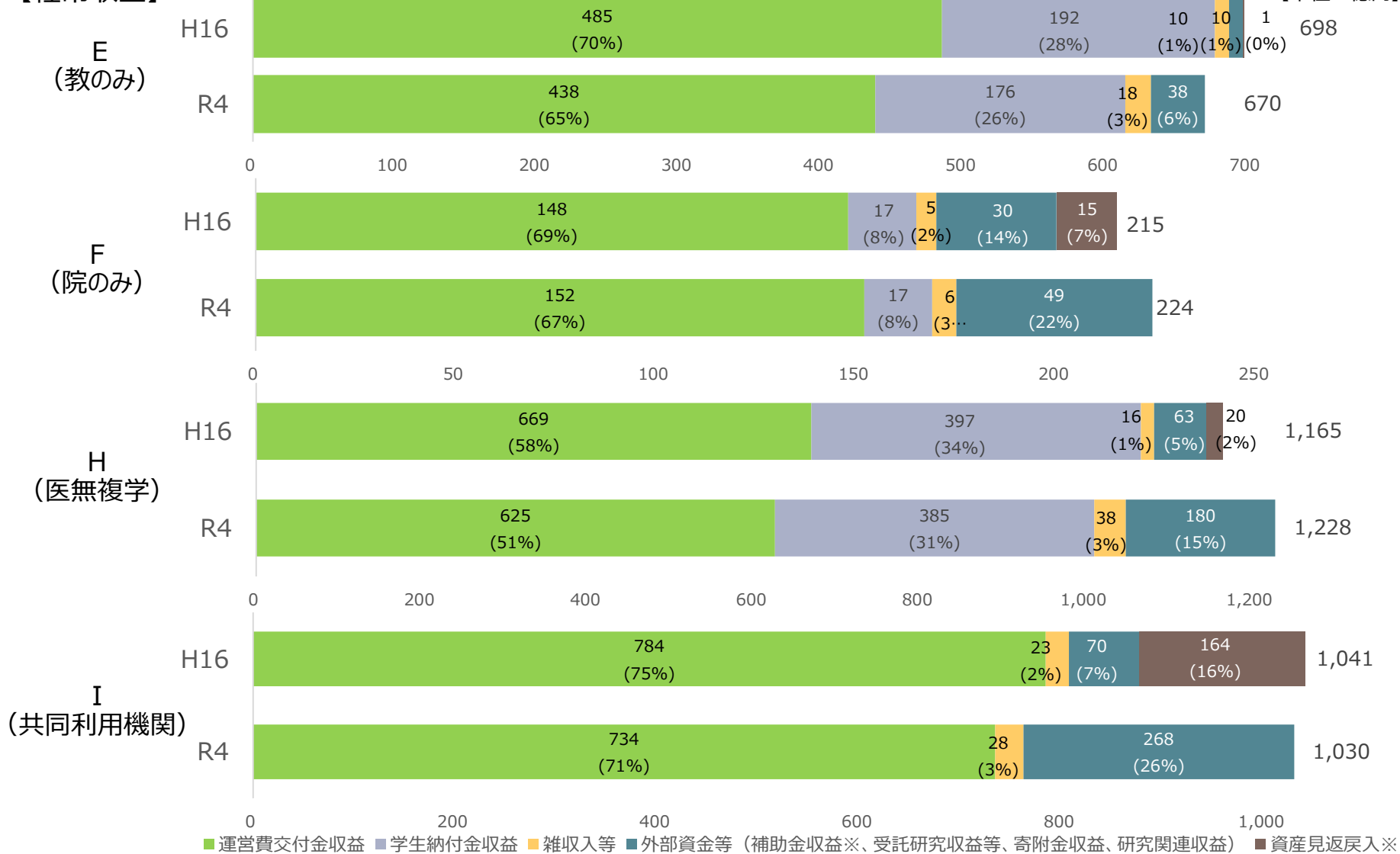
各国立大学法人等の財務諸表等を基に作成

経常収益・費用やその内訳の変化について②（グループ間に見られる特徴）

- 全体としては経常収益が伸びている中で、E、F、H,Iグループは縮小ないしほぼ同規模となっている。

【経常収益】

【単位：億円】



※ 令和4年度の補助金収益には、修学支援新制度（令和2年度開始）による授業料等の減免相当分が含まれる

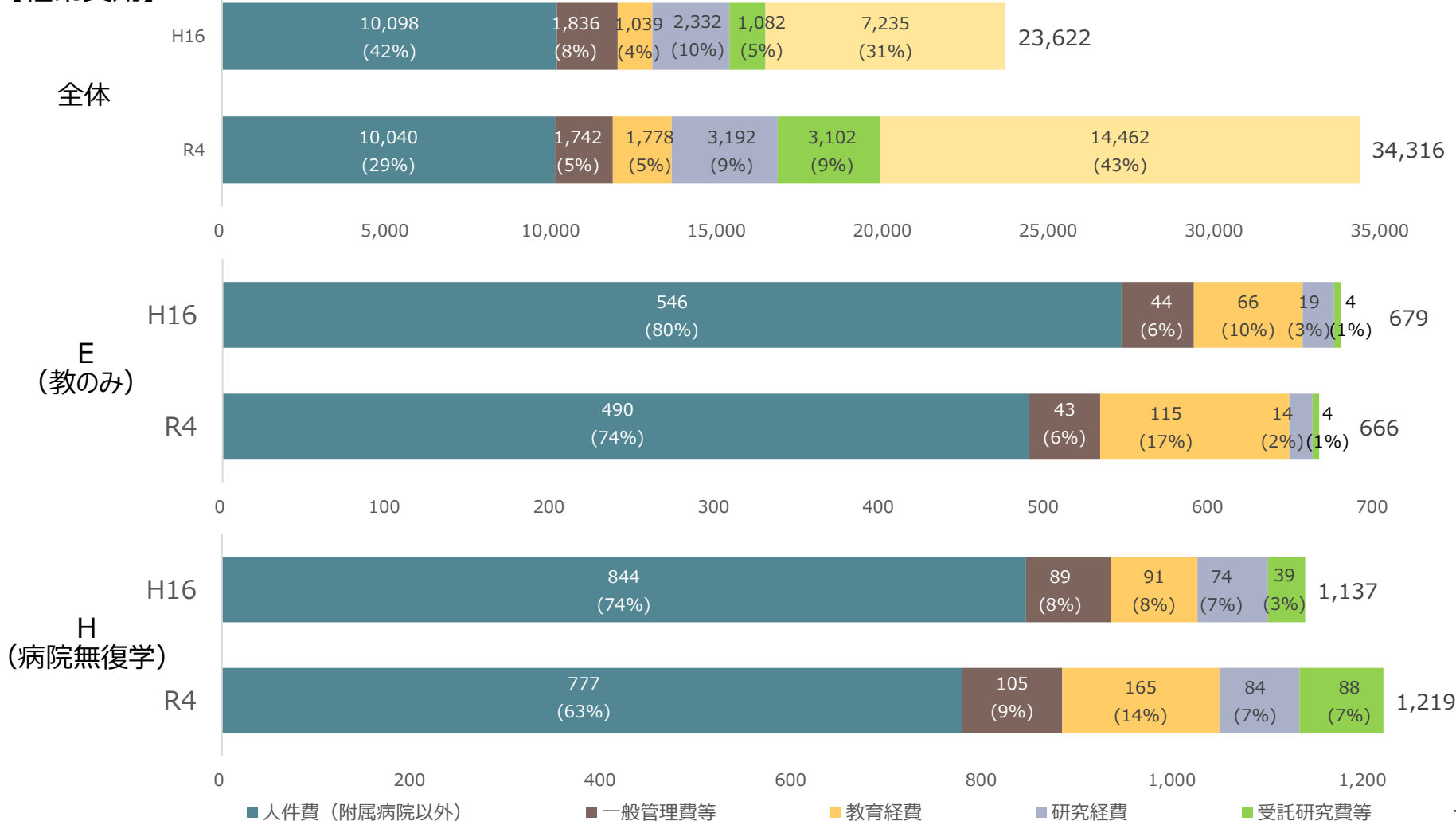
※ 令和4年度の資産見返戻入が0となっているのは、会計基準の改訂によるもの

経常収益・費用やその内訳の変化について③（グループ間に見られる特徴）

- 全体では経常費用も大きく増加している中、Eグループは縮小、Hグループは小規模の増加となっている。
- 経常費用のうち人件費について、全体の傾向としては同規模を維持しているが、両グループの人件費は減少している。
- 両グループとも経常費用に占める人件費の割合が約7割とコストの大半を占めている。

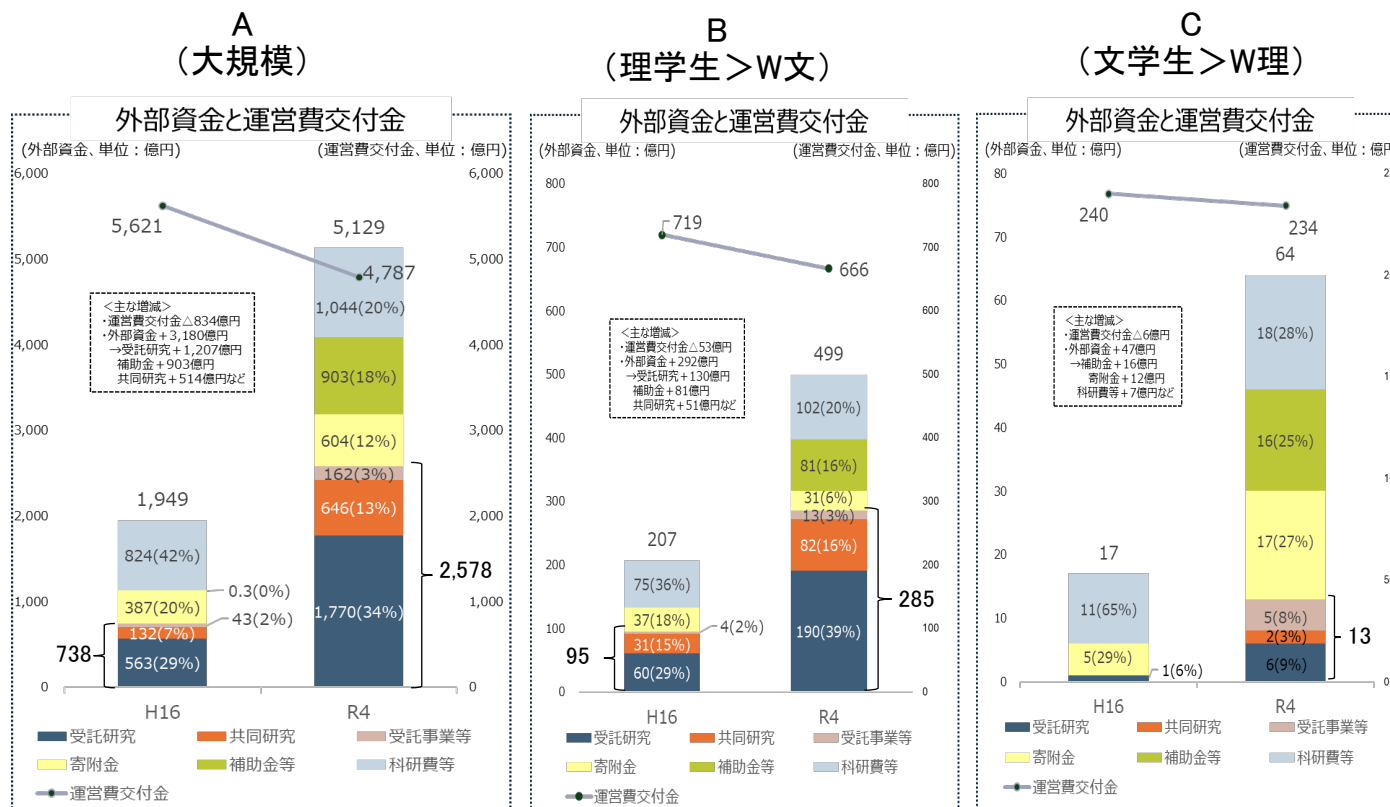
【経常費用】

【単位：億円】



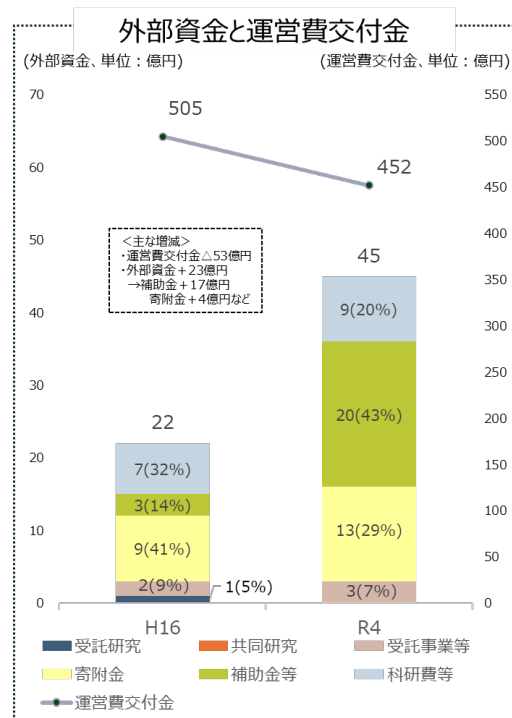
運営費交付金と外部資金の獲得状況（グループ間に見られる特徴）

- 獲得している外部資金について、Aグループ（大規模）、Bグループ（理学生＞W文）及びCグループ（文学生＞W理）においては、受託研究、共同研究、受託事業などの金額が大きく増加している一方（A:3.5倍、B:3倍、C:13倍）、Eグループ（教のみ）、Fグループ（院のみ）、Iグループ（共同利用機関）は増加度が低い（E:1倍、F:1.1倍、I:0.97倍）。

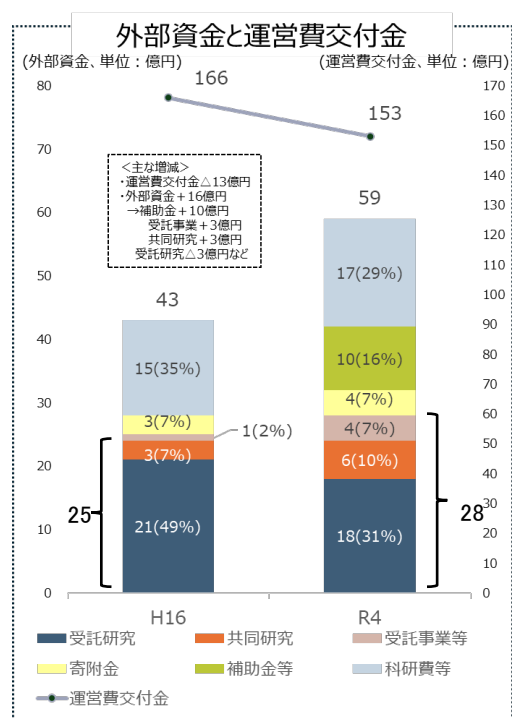


※E、F、Iグループは次頁

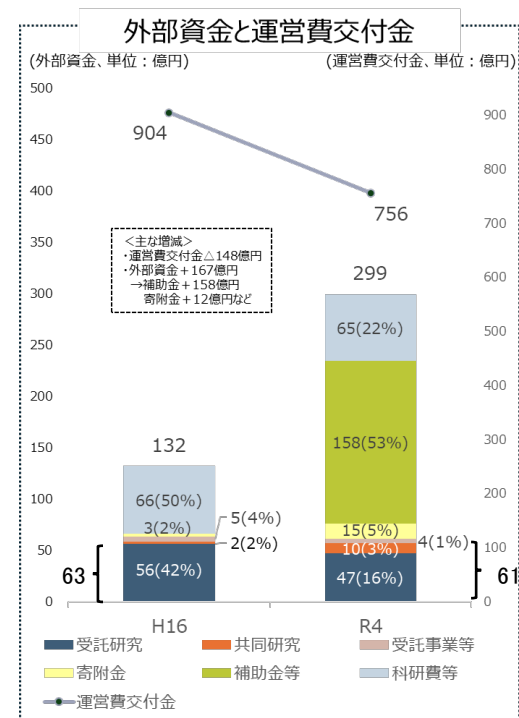
E (教のみ)



F (院のみ)



I (共同利用機関)

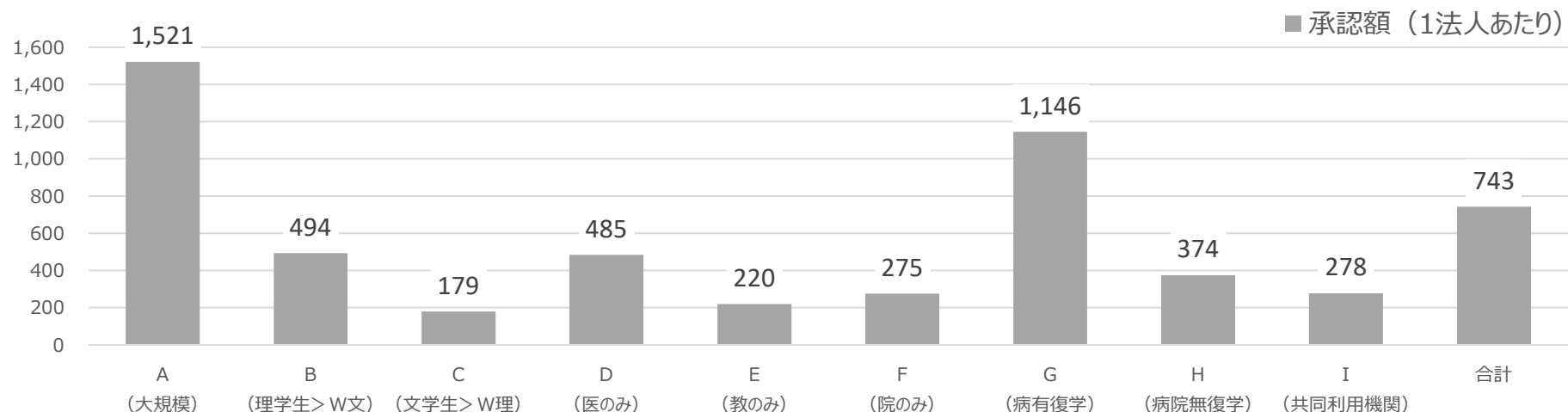
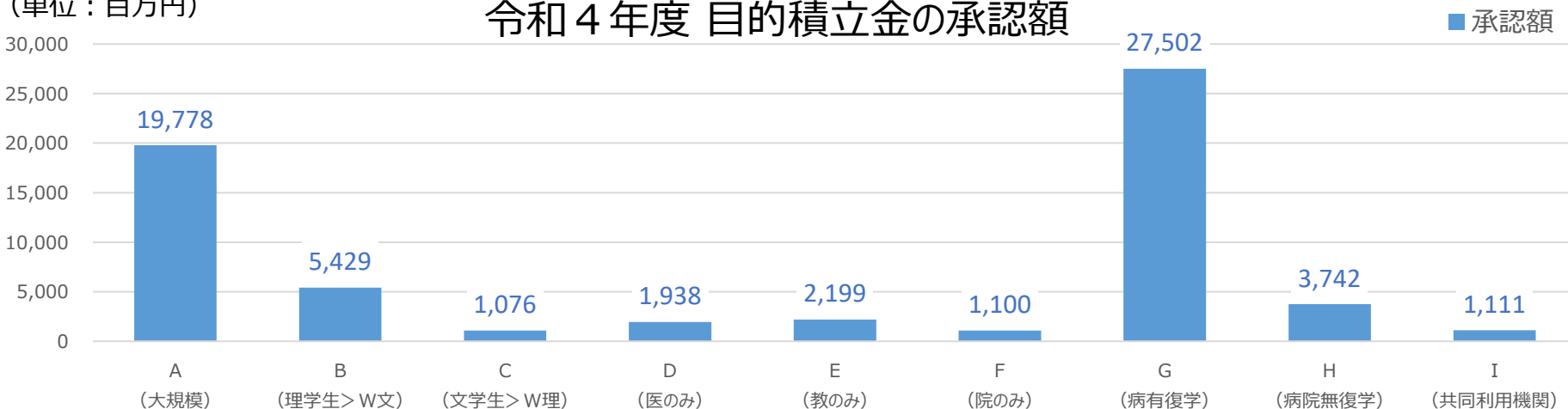


国立大学法人等における目的積立金について

- 国立大学法人等の決算において、現金が残っており翌年度以降の事業の用に供することが可能な額を**目的積立金として承認**。
- 1法人あたりの承認額が最も大きいのはAグループ（大規模）、最も小さいのはCグループ（文学生＞W理）となっている。

（単位：百万円）

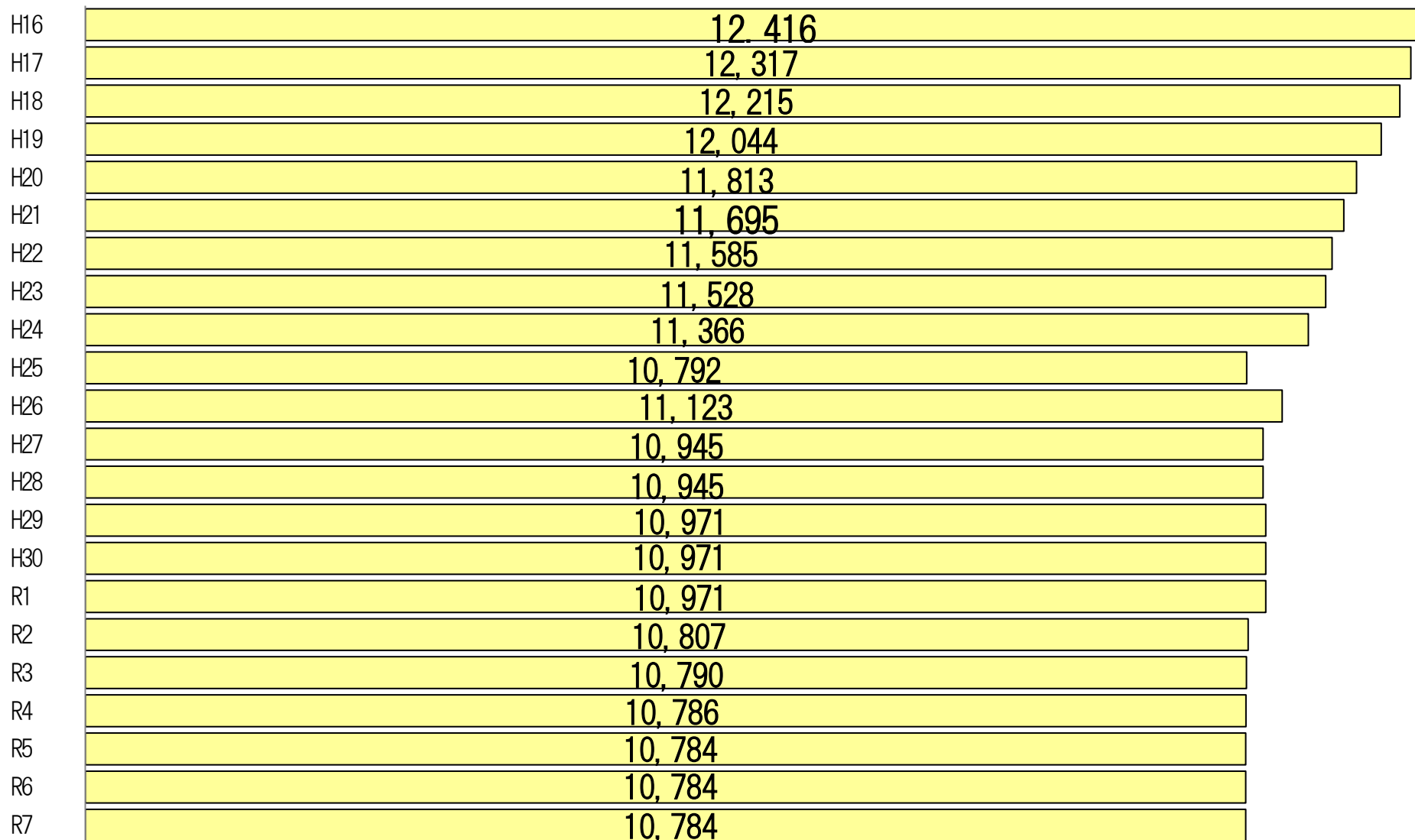
令和4年度 目的積立金の承認額



(2) 運営費交付金

国立大学法人運営費交付金予算額の推移

(単位：億円)



(注) グラフは当初予算額の推移。

平成25年度・平成26年度予算額には、国家公務員の給与減額措置の影響による増減がある。

平成29年度・平成30年度予算額には、国立大学法人機能強化促進費を含む。

令和2年度予算から、高等教育修学支援新制度の授業料等減免分を内閣府に計上。

(参考) 令和6年度補正予算〔国立大学等における教育研究基盤の強化等〕：180億円

※このほか、災害復旧等：40億円、GIGAスクール構想の推進：26億円を計上

(参考) 国立大学法人運営費交付金等予算額の推移 (区分別) 【H16~H27】

(平成16年度運営費交付金予算額 1兆2,415億円)

教育研究経費相当分 9,785億円	附属病院 診療相当分 584億円	特別教育研究経費 741億円	特殊要因経費 1,305億円	
(平成17年度運営費交付金予算額 1兆2,317億円[対前年度▲98億円減(▲0.8%減)])	附属病院 診療相当分 499億円 (対前年度 ▲85億円減)	特別教育研究経費 786億円 (対前年度45億円増)	特殊要因経費 1,383億円 (対前年度78億円増)	▲98億円減
教育研究経費相当分 9,649億円 (対前年度▲136億円減)	附属病院 診療相当分 425億円 (対前年度 ▲74億円減)	特別教育研究経費 800億円 (対前年度14億円増)	特殊要因経費 1,431億円 (対前年度48億円増)	▲103億円減
(平成18年度運営費交付金予算額 1兆2,214億円[対前年度▲103億円減(▲0.8%減)])	附属病院 診療相当分 367億円 (対前年度 ▲58億円減)	特別教育研究経費 781億円 (対前年度▲19億円減)	特殊要因経費 1,378億円 (対前年度▲53億円減)	▲171億円減
教育研究経費相当分 9,558億円 (対前年度▲91億円減)	附属病院 診療相当分 308億円 (対前年度 ▲59億円減)	特別教育研究経費 790億円 (対前年度9億円増)	特殊要因経費 1,288億円 (対前年度▲90億円減)	▲230億円減
(平成19年度運営費交付金予算額 1兆2,043億円[対前年度▲171億円減(▲1.4%減)])	附属病院 診療相当分 207億円 (対前年度 ▲101億円減)	特別教育研究経費 863億円 (対前年度73億円増)	特殊要因経費 1,166億円 (対前年度▲122億円減)	▲118億円減
教育研究経費相当分 9,517億円 (対前年度▲41億円減)	附属病院 運営費交付金 187億円 (対前年度 ▲20億円減)	特別運営費交付金 873億円 (対前年度10億円増)	特殊要因運営費交付金 1,154億円 (対前年度▲12億円減)	▲110億円減
(平成20年度運営費交付金予算額 1兆1,813億円[対前年度▲230億円減(▲1.9%減)])	附属病院 運営費交付金 134億円 (対前年度 ▲52億円減)	特別運営費交付金 910億円 (対前年度36億円増)	特殊要因運営費交付金 1,112億円 (対前年度▲42億円減)	▲58億円減
教育研究経費相当分 9,427億円 (対前年度▲90億円減)	附属病院 運営費交付金 63億円 (対前年度 ▲71億円減)	特別運営費交付金 1,000億円 (対前年度90億円増)	特殊要因運営費交付金 999億円 (対前年度▲113億円減)	▲162億円減
(平成21年度運営費交付金予算額 1兆1,695億円[対前年度▲118億円減(▲1.0%減)])	一般運営費交付金 9,371億円 (対前年度▲88億円減)	特別運営費交付金 1,258億円 (対前年度258億円増)	特殊要因運営費交付金 916億円 (対前年度▲83億円減)	▲574億円減
(平成22年度運営費交付金予算額 1兆1,585億円[対前年度▲110億円減(▲0.9%減)])	一般運営費交付金 9,371億円 (対前年度0億円増)	特別運営費交付金 1,027億円 (対前年度▲231億円減)	特殊要因運営費交付金 965億円 (対前年度49億円増)	331億円増
(平成23年度運営費交付金予算額 1兆1,528億円[対前年度▲58億円減(▲0.5%減)])	一般運営費交付金 9,304億円 (対前年度▲67億円減)	特別運営費交付金 1,028億円 (対前年度1億円増)	特殊要因運営費交付金 897億円 (対前年度▲68億円減)	▲177億円減
(平成24年度運営費交付金予算額 1兆1,366億円[対前年度162億円減(▲1.4%減)])	一般運営費交付金 9,304億円 (対前年度▲67億円減)	特別運営費交付金 1,028億円 (対前年度1億円増)	特殊要因運営費交付金 897億円 (対前年度▲68億円減)	
(平成25年度運営費交付金予算額 1兆792億円[対前年度574億円減(▲5.1%減)])	一般運営費交付金 8,618億円 (対前年度▲686億円減)	特別運営費交付金 1,028億円 (対前年度1億円増)	特殊要因運営費交付金 897億円 (対前年度▲68億円減)	
(平成26年度運営費交付金予算額 1兆1,123億円[対前年度331億円増(3.1%増)])	一般運営費交付金 9,131億円 (対前年度513億円増)	特別運営費交付金 1,028億円 (対前年度1億円増)	特殊要因運営費交付金 897億円 (対前年度▲68億円減)	
(平成27年度運営費交付金予算額 1兆945億円[対前年度177億円減(1.6%減)])	一般運営費交付金 9,020億円 (対前年度▲110億円減)	特別運営費交付金 1,028億円 (対前年度1億円増)	特殊要因運営費交付金 897億円 (対前年度▲68億円減)	

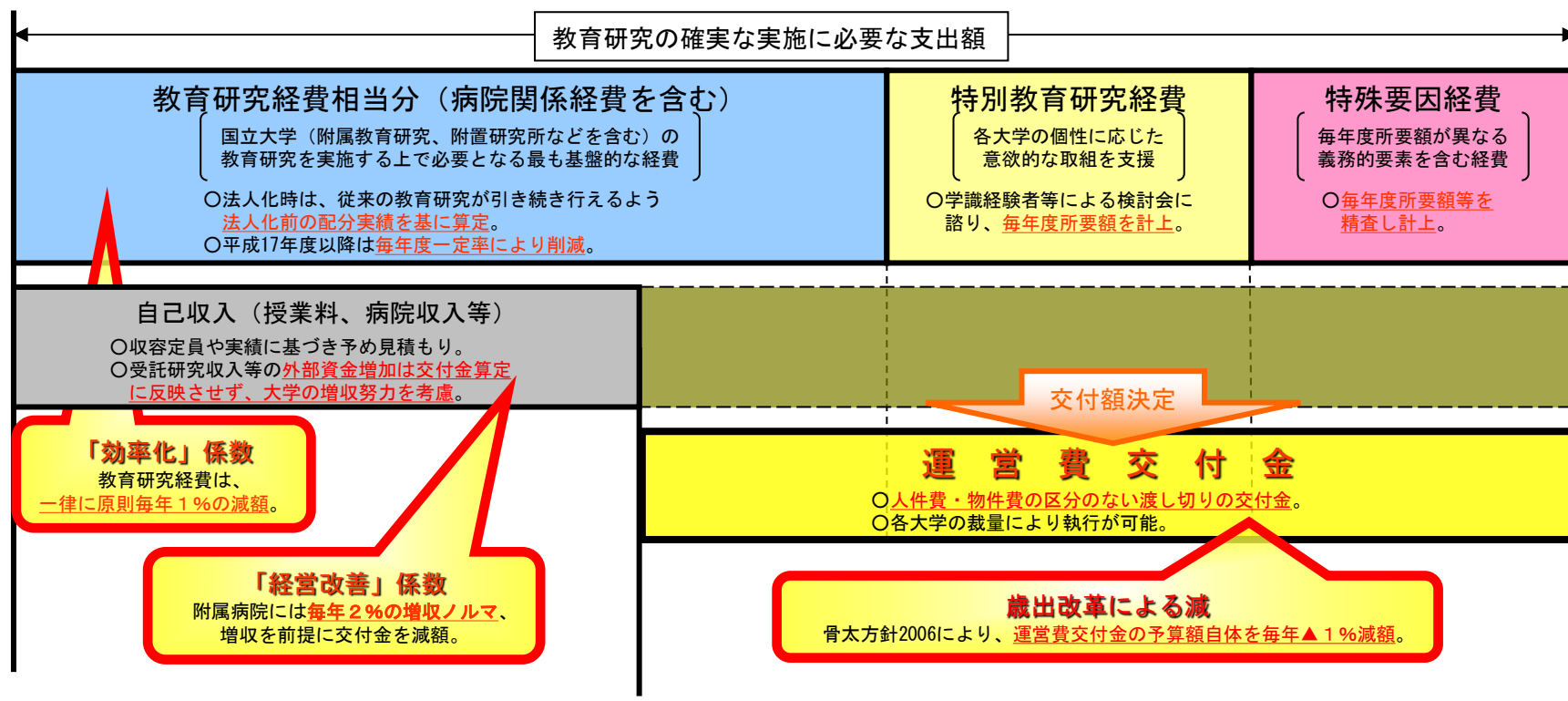
(参考) 国立大学法人運営費交付金等予算額の推移 (区分別) 【H28～R7】

〔平成28年度運営費交付金予算額 1兆945億円〔対前年度同額〕〕			前年度同額
基幹運営費交付金 1兆26億円 (対前年度38億円増)	うち 機能強化経費 912億円 (対前年度▲116億円減)	特殊要因運営費交付金 920億円 (対前年度▲38億円減)	
〔平成29年度運営費交付金等予算額 1兆971億円〔対前年度25億円増(0.2%増)〕〕			25億円増
基幹運営費交付金 9,953億円 (対前年度▲74億円減)	うち 機能強化経費 861億円 (対前年度▲51億円減)	特殊要因運営費交付金 973億円 (対前年度53億円増)	
〔平成30年度運営費交付金等予算額 1兆971億円〔対前年度同額〕〕			前年度同額
基幹運営費交付金 9,938億円 (対前年度▲15億円減)	うち 機能強化経費 849億円 (対前年度▲12億円減)	特殊要因運営費交付金 943億円 (対前年度▲29億円減)	
〔令和元年度運営費交付金予算額 1兆971億円〔対前年度同額〕〕			前年度同額
基幹運営費交付金 10,020億円 (対前年度82億円増)	うち 機能強化経費 704億円 (対前年度▲146億円減)	特殊要因運営費交付金 950億円 (対前年度7億円増)	
〔令和2年度運営費交付金予算額 1兆807億円〔対前年度164億円減(1.5%減)〕〕			▲164億円減
基幹運営費交付金 9,867億円 (対前年度▲152億円減)	うち 機能強化経費 647億円 (対前年度▲57億円減)	特殊要因運営費交付金 940億円 (対前年度▲12億円減)	
〔令和3年度運営費交付金予算額 1兆790億円〔対前年度16億円減(0.2%減)〕〕			▲16億円減
基幹運営費交付金 9,910億円 (対前年度43億円増)	うち 機能強化経費 637億円 (対前年度▲10億円減)	特殊要因運営費交付金 881億円 (対前年度▲59億円減)	
〔令和4年度運営費交付金予算額 1兆786億円〔対前年度4億円減(0.0%減)〕〕			▲4億円減
基幹運営費交付金 9,936億円 (対前年度26億円増)	うち ミッション実現加速化経費 662億円 (対前年度25億円増)	特殊要因運営費交付金 850億円 (対前年度▲30億円減)	
〔令和5年度運営費交付金予算額 1兆784億円〔対前年度3億円減(0.0%減)〕〕			▲3億円減
基幹運営費交付金 9,935億円 (対前年度▲1億円減)	うち ミッション実現加速化経費 776億円 (対前年度114億円増)	特殊要因運営費交付金 848億円 (対前年度▲2億円減)	
〔令和6年度運営費交付金予算額 1兆784億円〔対前年度0億円減(0.0%減)〕〕			▲0億円減
基幹運営費交付金 9,935億円 (対前年度▲0.4億円減)	うち ミッション実現加速化経費 878億円 (対前年度102億円増)	特殊要因運営費交付金 848億円 (対前年度0.3億円増)	
〔令和7年度運営費交付金予算額 1兆784億円〔対前年度同額〕〕			前年度同額
基幹運営費交付金 9,937億円 (対前年度2億円増)	うち ミッション実現加速化経費 980億円 (対前年度102億円増)	特殊要因運営費交付金 846億円 (対前年度▲2億円減)	

- ※ 1. 平成19年度運営費交付金予算額における「教育研究経費相当分」及び「特別教育研究経費」においては、一部組替掲記を行っている。
 2. 平成21年度運営費交付金予算額における「教育研究経費相当分」及び「特別教育研究経費」「特殊要因経費」においては、一部組替掲記を行っている。
 3. 平成23年度運営費交付金予算額における「一般運営費交付金」「附属病院運営費交付金」及び「特別運営費交付金」においては、一部組替掲記を行っている。
 4. 平成24年度～平成27年度の運営費交付金予算額には、上記のほか、復興特別会計上分がある（平成24年度：57億、平成25年度：11億円、平成26年度：7億円、平成27年度：4億円）
 5. 平成25、26年度予算額には、国家公務員の給与減額措置の影響による増減がある。
 6. 平成28年度運営費交付金予算額においては、前年度予算額からの組替掲記を行っているため、対前年度予算額との差額が一致しない。
 7. 平成29年度・平成30年度予算額には、国立大学法人機能強化促進費を含む。
 8. 令和2年度予算以降、高等教育修学支援新制度の授業料等減免分（内閣府計上）が別途計上されている。
 9. 項目毎に四捨五入を行っているため、計が一致していないものがある。

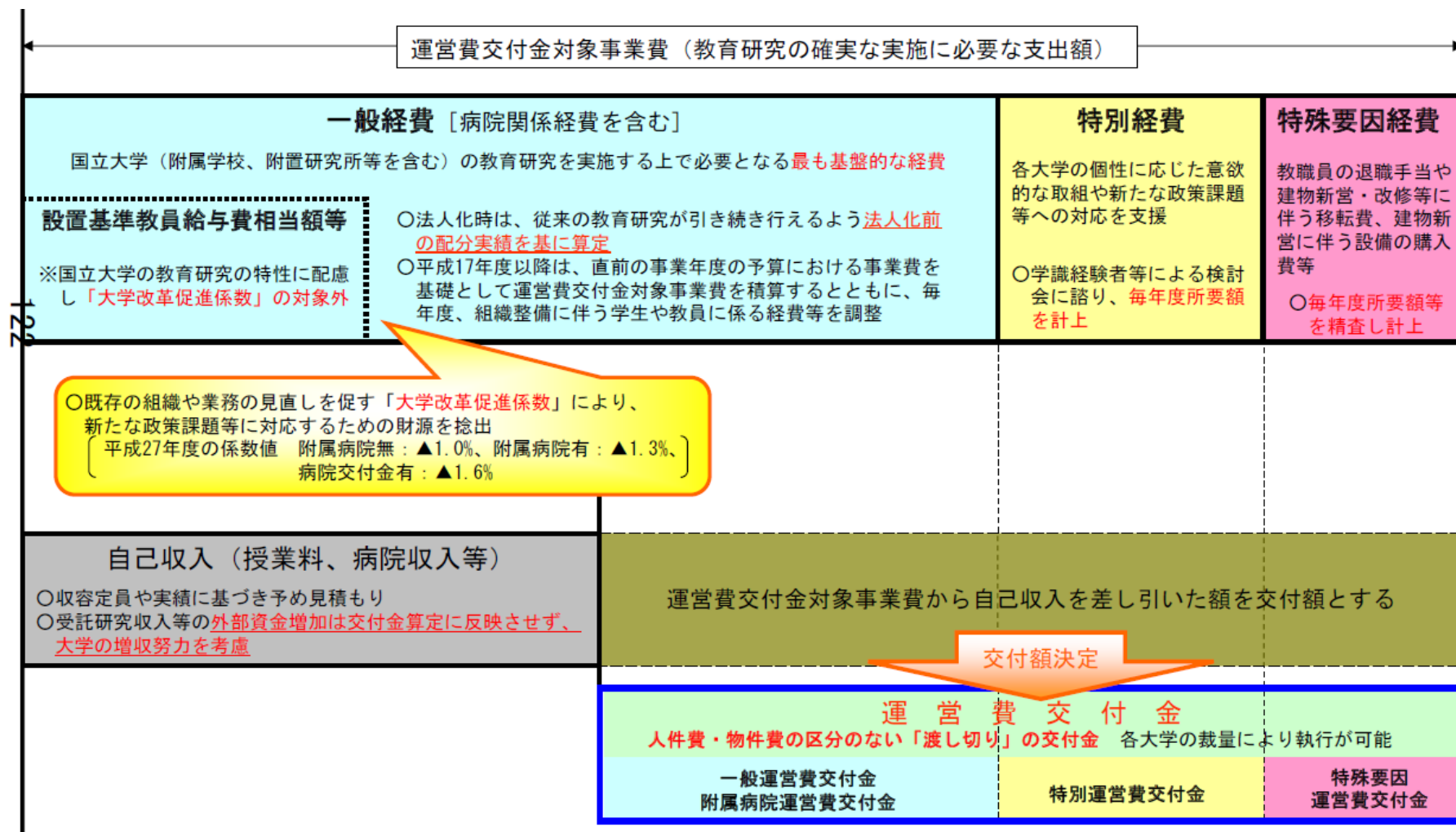
第1期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の概要

- 法人化時（平成16年度予算）においては、法人化前の公費投入額を踏まえ、引き続き従来の教育研究を行うのに必要な経費と自己収入額を算定し、交付額を決定。
- 平成17年度以降は、前年度の算定をベースに、各法人の経営努力を踏まえ、「効率化係数」や「経営改善係数」を乗じるなどして交付額を決定する仕組み。



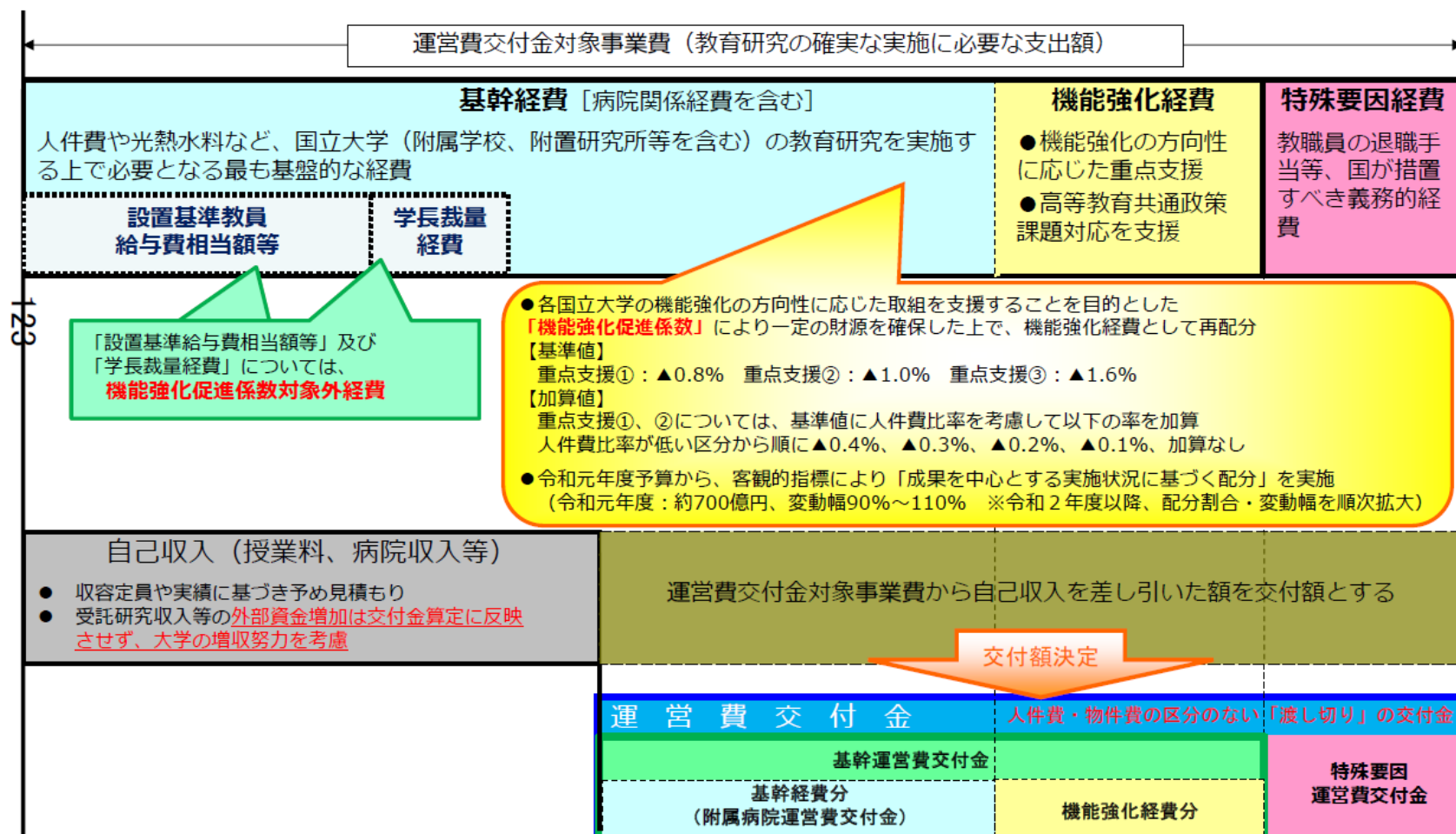
第2期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の概要

- 第1期の「効率化係数」及び「経営改善係数」を廃止し、期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進することを目的とした「大学改革促進係数」を新たに創設し、この係数を活用して財源の確保を行った上で、改革に積極的に取り組む国立大学法人に対して重点支援を行う仕組みを導入。



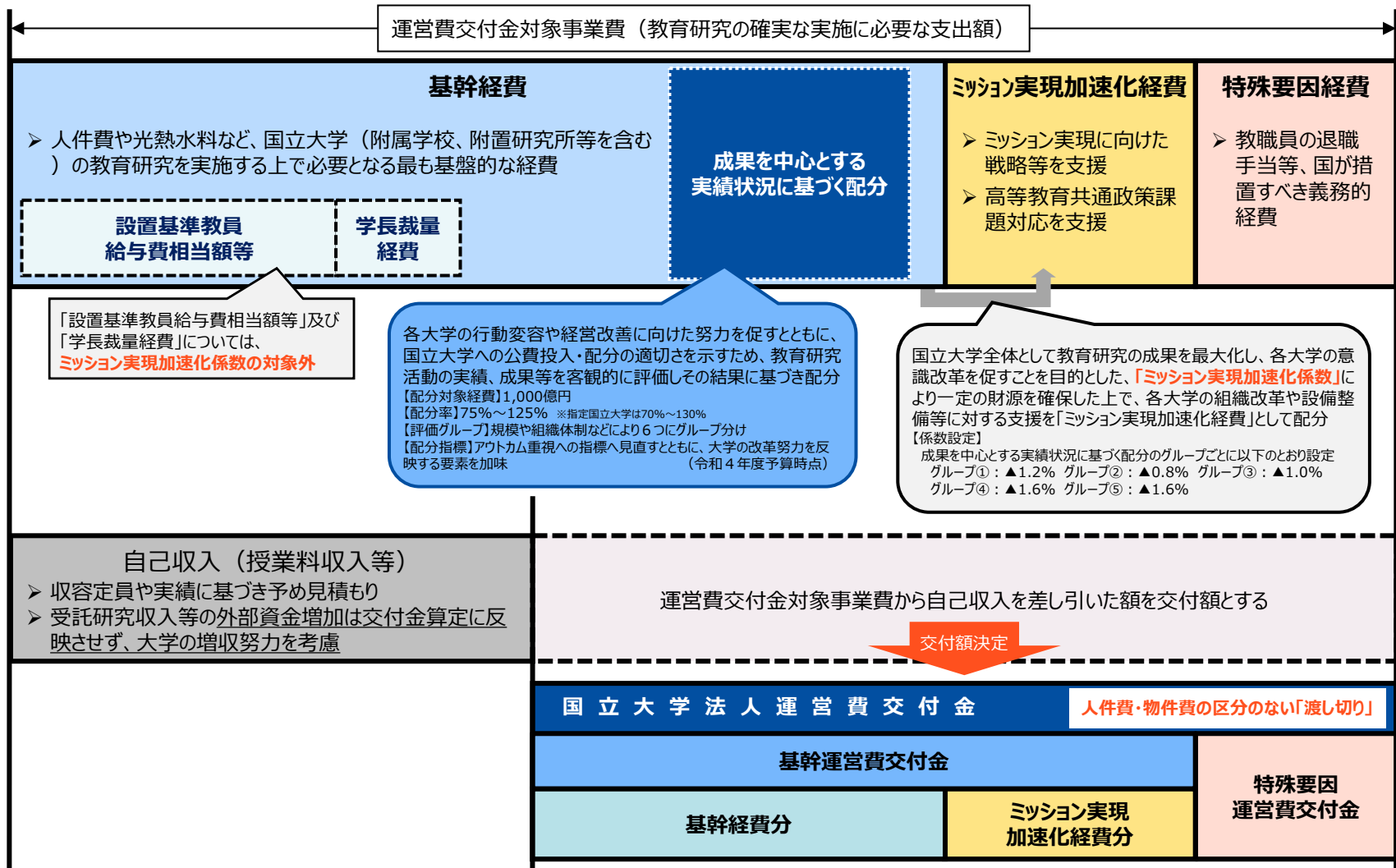
第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の概要

- 各大学の機能強化の方向性に応じた取組を支援する目的で、3つの重点支援の枠組みによる評価に基づく配分を導入。
- 令和元年度からは、国民・社会や当事者である国立大学等に対する評価の分かりやすさや透明性の向上を図るとともに、各国立大学の成果や実績を相対的に評価することで一層の経営改革を推進するため、客観的な共通指標による、成果を中心とする実績状況に基づく配分の仕組みを導入。



第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の概要

- 6年間の中期目標期間を通じて継続して支援を行い、中間及び期末にその社会的なインパクトを評価し、評価結果を第5期に向けて反映させる仕組みを導入。
- 客観的な共通指標による、成果を中心とする実績状況に基づく配分は、評価対象である国立大学のグループ分けを改善しつつ、引き続き維持。



第4期中期目標期間の国立大学法人運営費交付金におけるグループ分けについて

グループ1 (28大学)	主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学のうち、附属病院を有する国立大学	旭川医科大学、弘前大学、秋田大学、山形大学、群馬大学、新潟大学、富山大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、三重大学、滋賀医科大学、鳥取大学、島根大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学
グループ2 (27大学)	主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学のうち、附属病院を有しない国立大学	北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学、岩手大学、宮城教育大学、福島大学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、横浜国立大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、静岡大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、滋賀大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、奈良教育大学、和歌山大学、鳴門教育大学、福岡教育大学
グループ3 (14大学)	主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学	筑波技術大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京芸術大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、奈良女子大学、九州工業大学、鹿屋体育大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学
グループ4 (9大学)	主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学のうち、指定国立大学	東北大学、筑波大学、東京大学、東京科学大学、一橋大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学
グループ5 (7大学)	主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学	北海道大学、千葉大学、東京農工大学、金沢大学、神戸大学、岡山大学、広島大学
グループ6 (4機構)	研究基盤の共同利用や、大学の枠を越えたネットワーク化を推進する大学共同利用機関	人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

※「ミッション実現加速化係数」、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」に活用

国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について

配分の趣旨

- ・ 国立大学における教育研究の更なる質の向上や経営改善に向けた一層の努力を促すため、教育研究活動の実績・成果等を客観的に評価し、その結果に基づく配分を実施。
- ・ 国立大学の教育研究活動の継続性・安定性とのバランスに留意しつつ、教育研究の更なる質の向上を図る。

令和7年度予算における配分の概要

【配分対象経費・配分率】

配分対象経費： 1,000億円
(基幹経費に設定)

配 分 率： 75%～125%
(指定国立大学は70%～130%)

※令和6年度予算と同額・同率

※各大学の改革努力を適切に反映するため、研究の指標を中心に「実績」に加え「伸び」を加味

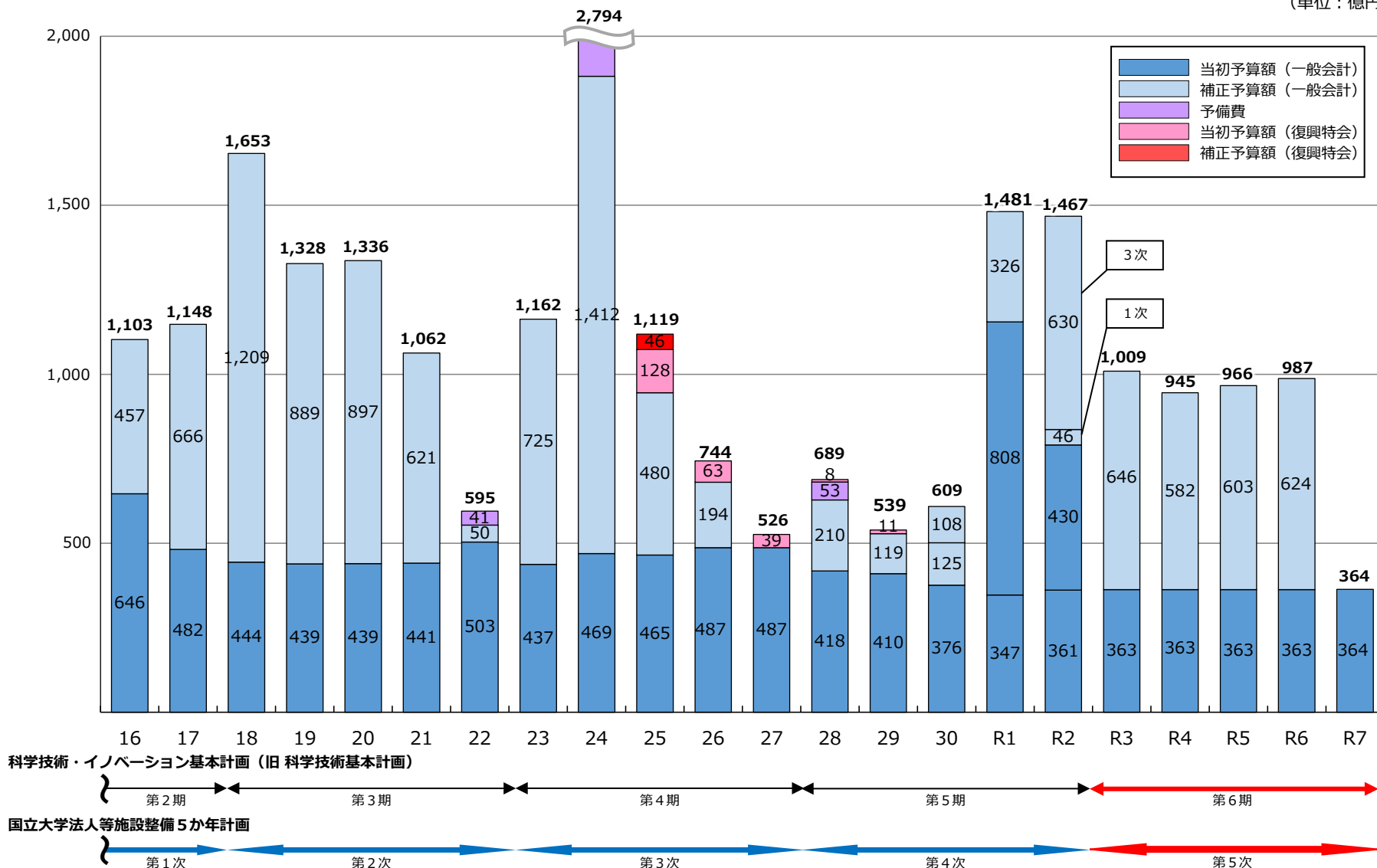
【配分指標】

教育	卒業・修了者の就職・進学等の状況	60億円	【教育】 170億円
教育	博士号授与の状況	60億円	
教育	大学教育改革に向けた取組の実施状況	50億円	
研究・経営	若手研究者比率 新規採用教員に占める若手研究者比率を加味	155億円	【研究】 470億円
研究	運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数 (グループ④～⑥)	115億円	
研究	常勤教員当たり研究業績数	※ 100億円	
研究	常勤教員当たり科研費獲得額・件数	※ 100億円	
研究・経営	常勤教員当たり受託・共同研究等受入額	※ 100億円	
経営	人事給与マネジメント改革状況	40億円	【経営】 360億円
経営	会計マネジメント等改革状況 (ダイバーシティ環境醸成の状況等を含む)	70億円	
経営	寄附金等の経営資金獲得実績	※ 150億円	

※ 「伸び」を加味

国立大学法人等施設整備費予算額の推移（平成16年度～令和7年度予算）

（単位：億円）



◇四捨五入により合計は一致しない場合がある。

◇平成30年度補正予算のうち108億円、令和元年度予算のうち808億円、令和2年度予算のうち430億円は防災・減災、国土強靱化関係予算（臨時・特別の措置）

（３）財源の多様化

国立大学法人における自律的な経営環境の確保・財源の多様化について

2004 ・国立大学が法人化

2005 ・寄附やライセンス対価として株式を取得できることを明確化

2013 ・大学発ベンチャー支援会社への出資を可能化

2016 ・国立大学が実施できる「収益を伴う事業」を明確化
・修学支援を目的とした寄附に税額控除

2017 ・不動産の第三者への貸付け対象が拡大
・寄附金等を原資とする余裕金を、より収益性の高い金融商品への運用を可能化
・指定国立大学法人制度創設：指定国についてはコンサル、研修等を実施する研究成果活用事業者への出資が可能

2018 ・評価性資産の寄附をした際のみなし譲渡所得税の非課税要件を緩和

2020 ・学生やポストドクへの研究助成・能力向上を目的とした寄附に税額控除の対象を拡大
・長期借入金の借入や債券発行の対象事業の拡大や償還期間の延長

2021 ・共同研究や受託研究についての企画・あっせん及び実用化を目指した民間事業者との共同研究や受託研究を行う事業者に対する出資を可能化
・大学等との共同研究に要する費用等について法人税控除

2022 ・コンサル、研修等を実施する研究成果活用事業者への出資を全ての国立大学法人等について可能化
・指定国立大学法人について、テック系の大学発ベンチャーへの出資を可能化
・教育研究に係る施設等の管理及び利用促進に係る事業者への出資を可能化

2024

- ☑ 予算・人事等に関する大学の裁量拡大
- ☑ 学外者の経営参画が法定
- ☑ TLOに対する出資の可能化

※TLO：Technology Licensing Organization（技術移転機関）
大学の研究者の研究成果を特許化し、それを企業へ技術移転する法人

- ・教育研究活動で生み出された成果物の一般販売収入
- ・教育研究活動の成果を活用して行った技術支援や法律相談の対価
- ・施設・設備へのネーミングライツ収入
- ・大学の博物館の入館料、展覧会・発表会の入場料

⇒ 全て可能

大学の業務に関係ない用途であっても、将来的に使用予定があるなど特定の要件を満たせば、文部科学大臣の認可を得て、貸付けが可能に。（これまでは×）

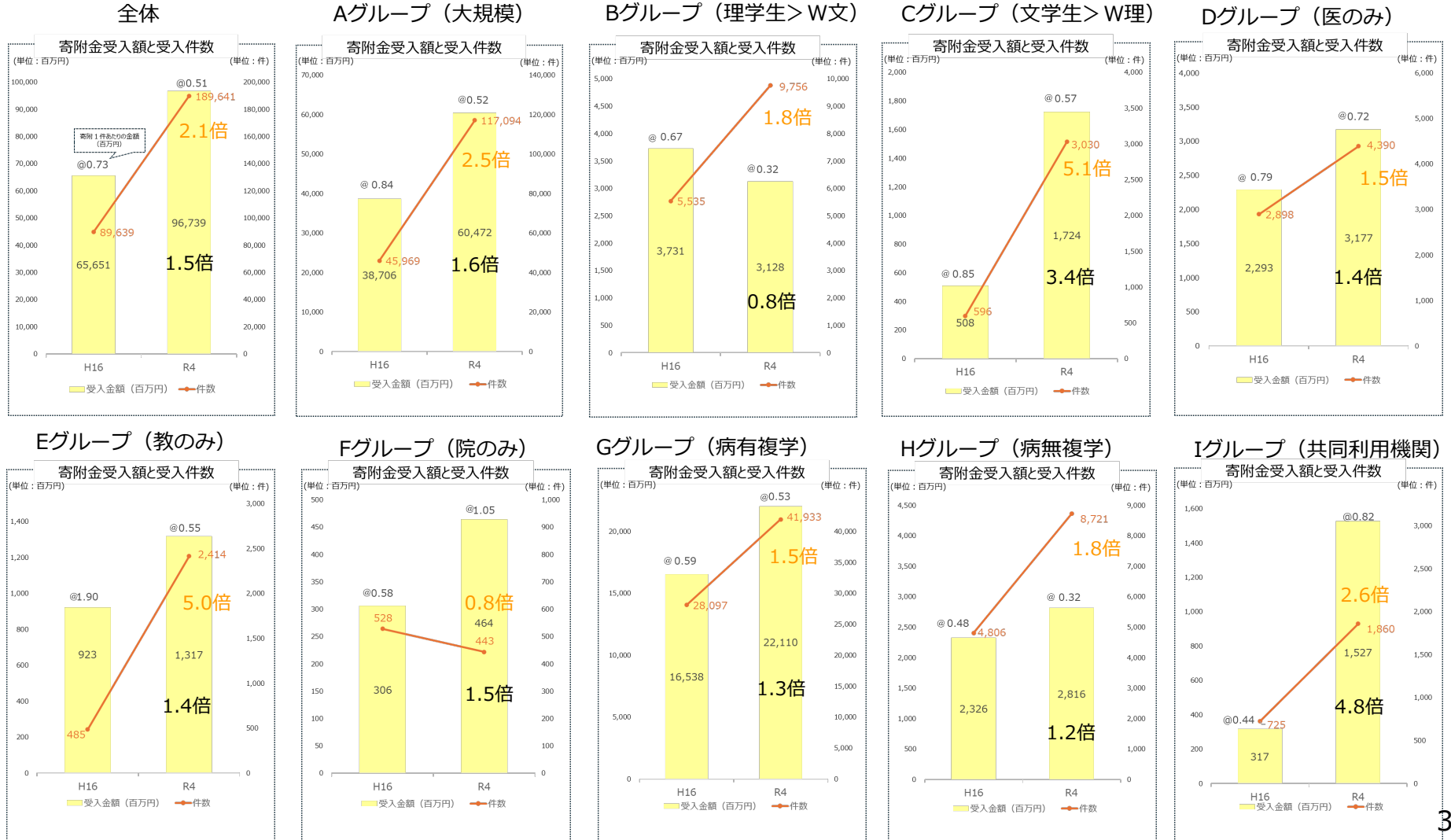
国立大学に対して現物を寄附する際に、税務署で受ける非課税承認を受ける期間を短縮。
また、寄附された資産を別の資産に組み替えられるようになり、寄附を受け入れる大学にとっても資産の管理が柔軟に。

対象事業を附属病院や施設移転等に要する土地の取得等に限定していたところ、先端的な教育研究の用に供するための土地の取得等も対象に。これにより、国立大学における教育研究機能の一層の向上を可能に。

- ・長期借入金の借入や債券発行経費の対象拡大
- ・不動産の第三者への貸付手続きの簡素化（複数計画の一括認可が可能に）
- ・障害学生支援や留学生宿舍建設を目的とした寄附に税額控除を拡大

① 寄附の状況

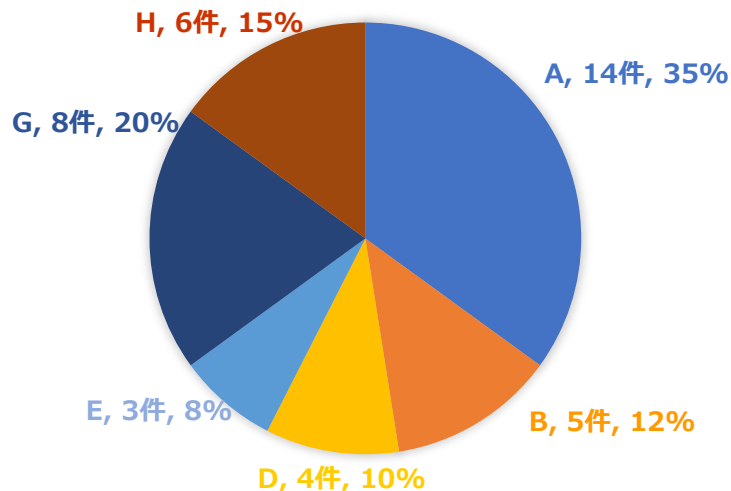
- 寄附については、全体で受け入れ件数は約2倍、受け入れ金額は約1.5倍に増加。
- Cグループ（文学生＞W理）、Iグループ（共同利用機関）は寄付金額が大幅に増加、Cグループ（文学生＞W理）、Eグループ（教のみ）は寄附件数が大幅に増加。
- 他の全ての類型で、寄附の受け入れ件数が伸びている中Fグループ（院のみ）の受入件数は減少。寄附の受入額は、Bグループのみ減少。一方、Bグループは受託研究や共同研究契約が著しく伸びており、寄附から契約形態への移行も推測される。



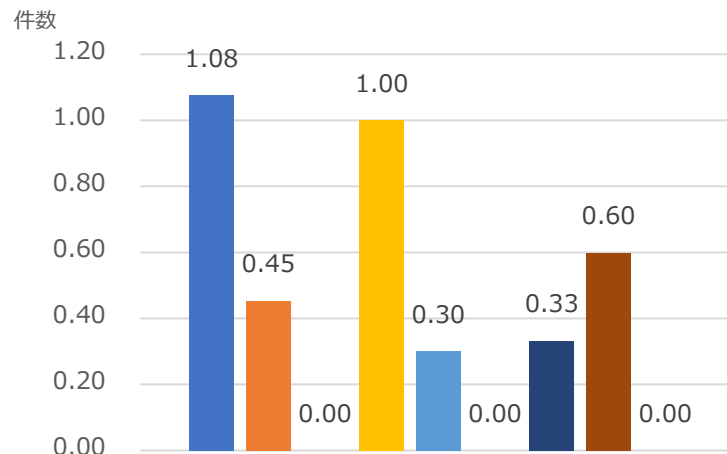
②土地の貸付の認可状況

- 土地の貸付については、令和5年度までに、40件（26法人）が認可されている。
- 主な貸付用途としては、駐車場、共同住宅・マンション、社会福祉施設等。
- 貸付期間は、用途により数年から75年まで様々であり、所有する土地の状況に応じた活用が行われている。貸付額も、面積や所在地により様々であるが、年額で数十億の収入が生じている物件（東京都23区内）もある。
- グループ毎の認可件数は、Aグループ（大規模）が14件で全体の35%を占め最多。
- 全国の貸付地のうち、東京都内に所在する土地の割合は34.1%を占める。東京都を除く3大都市圏（※）については29.3%、その他の都道府県については36.6%。（※）埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
- グループ毎の1法人当たりの平均認可件数は、Aグループ（大規模）が1.08件と最多で、次いでDグループ（医のみ）が1.00件。

グループ毎の認可件数
(グループ、件数、割合)



グループ毎の1法人当たりの平均認可件数
(グループ毎の全認可件数/グループ毎の全法人数)



■ Aグループ (大規模) ■ Bグループ (理学生>W文) ■ Cグループ (文学生>W理) ■ Dグループ (医のみ) ■ Eグループ (教のみ)
 ■ Fグループ (院のみ) ■ Gグループ (病有複学) ■ Hグループ (病無複学) ■ Iグループ (共同利用機関)

③ 資金運用制度の概要

① 全ての国立大学法人において実施可能な資金運用の内容

－国立大学法人法第35条において独立行政法人通則法第47条を準用－

- 国債
- 地方債
- 政府保証債
- 文部科学大臣の指定する有価証券（A以上の格付けを取得している担保付普通社債等）
- 預金（銀行、信用金庫等）
- 金銭信託

② ①のほか、文部科学大臣の認定を受けた場合には、以下の方法・金融商品による資金運用の実施が可能（なお、指定国立大学法人については、当該認定を要せず運用の実施が可能）

－国立大学法人法第34条の3に規定－

【自家運用】

- 有価証券
 - 無担保社債券
 - コマーシャルペーパー
 - 資産流動化法に規定する特定社債券（生命保険相互会社が発行する基金債等）
 - （外国）投資信託の受益証券
 - 外貨建ての有価証券
 - 投資証券／新投資口予約権証券／投資法人債券／外国投資証券
- 貯金、預金（外貨預金等）

【委託運用】

金融商品全般の委託運用が可能

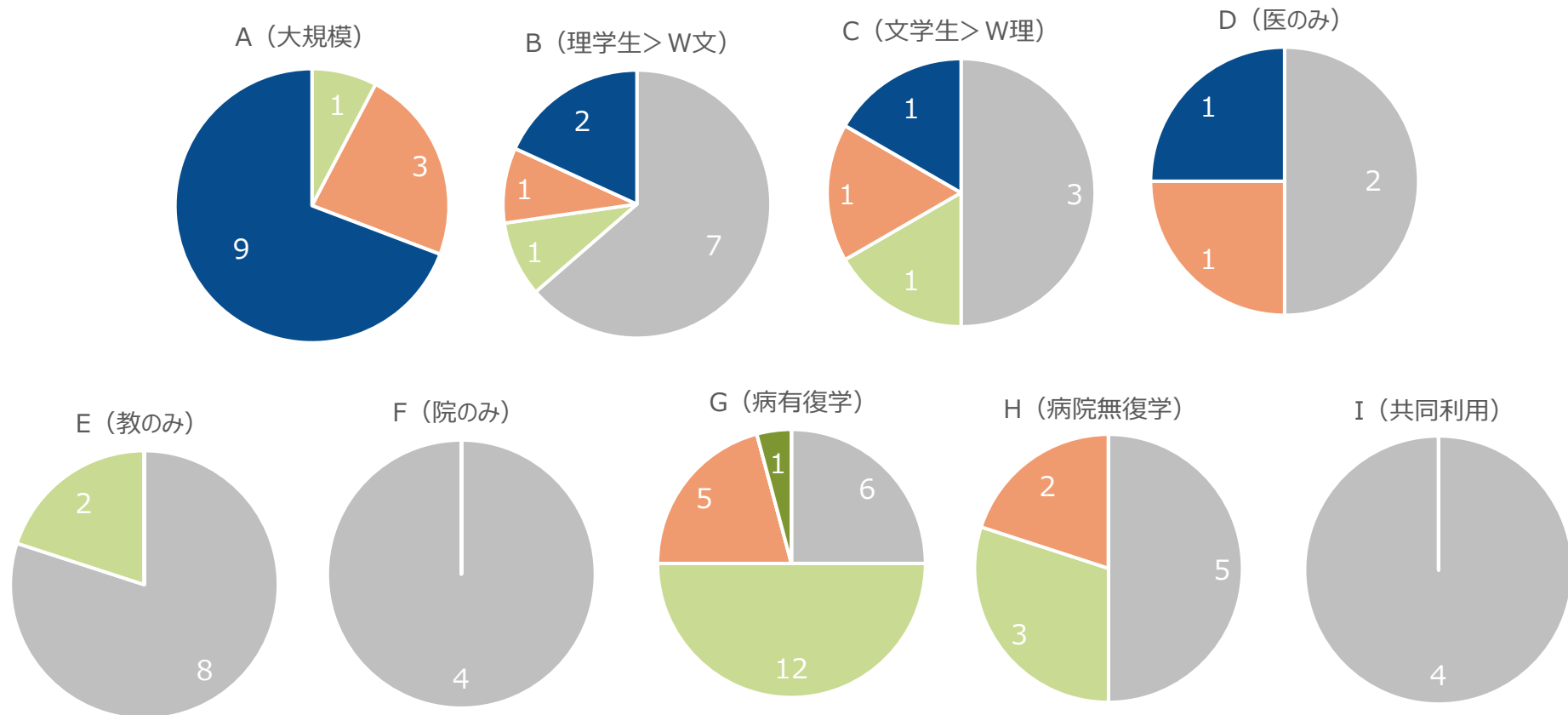
※上述の方法により資金運用が認められている業務上の余裕金は以下の通り：

①寄附金 ②動産・不動産収入 ③研究成果の普及展開業務の対価 ④出資の配当金 ⑤運用利子・配当

③ 余裕金の運用に係る認定状況

- グループ別で見ると、Aグループ（大規模）は全法人がいずれかの基準で認定を受けている。
- B（理学生＞W文）、E（教のみ）、F（院のみ）、Iグループ（共同利用機関）では半数を超える法人が認定未取得となっている。
- 指定国立大学については、特例により認定を受けることなく全基準による運用が可能となっているため「全基準」に区分されている。

グループ毎の認定状況（認定を受けている法人数）



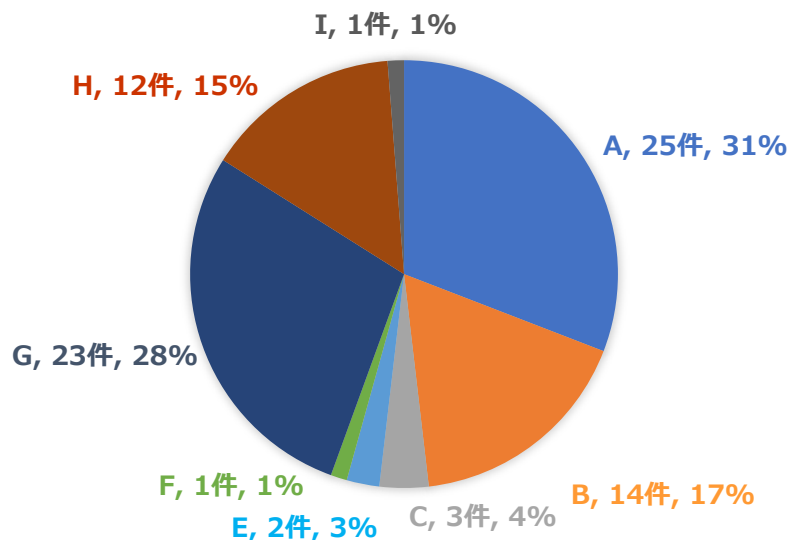
基準の数値が上がるほどリスクがある運用を行えることに加え、必要なガバナンスを求めている。

■ 未取得 ■ 基準1 ■ 基準2 ■ 基準3 ■ 基準4の1 ■ 基準4の2 ■ 全基準

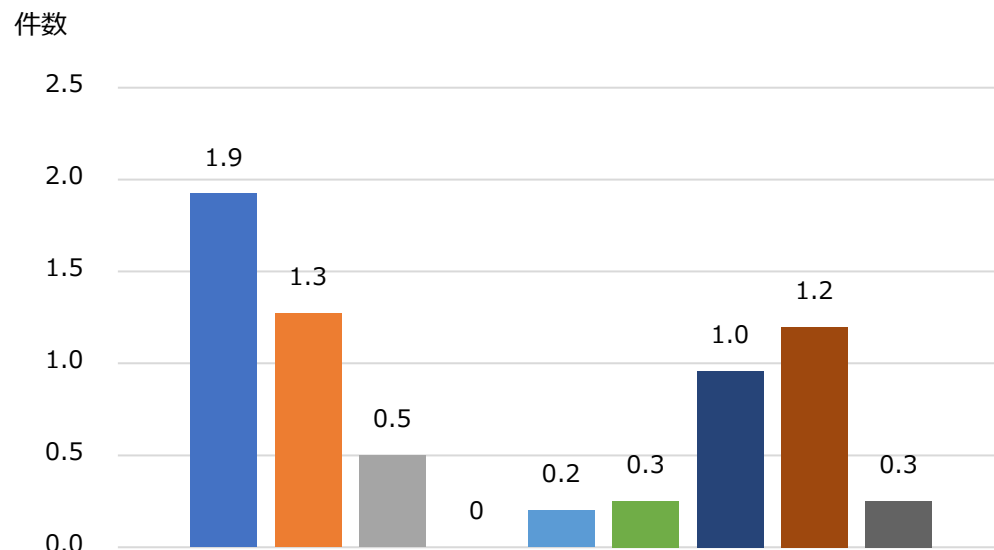
④ 長期借入の認可状況

- 長期借入については、令和6年4月までに81件が文部科学大臣の認可を受けている。
- グループ毎の認可件数は、Aグループ（大規模）が25件で全体の31%を占め最多。
- グループ毎の1法人当たりの平均認可件数は、Aグループ（大規模）が1.9件と最多で、次いでBグループ（理学生＞W文）が1.3件。

グループ毎の認可件数
(グループ、件数、全体に占める割合)



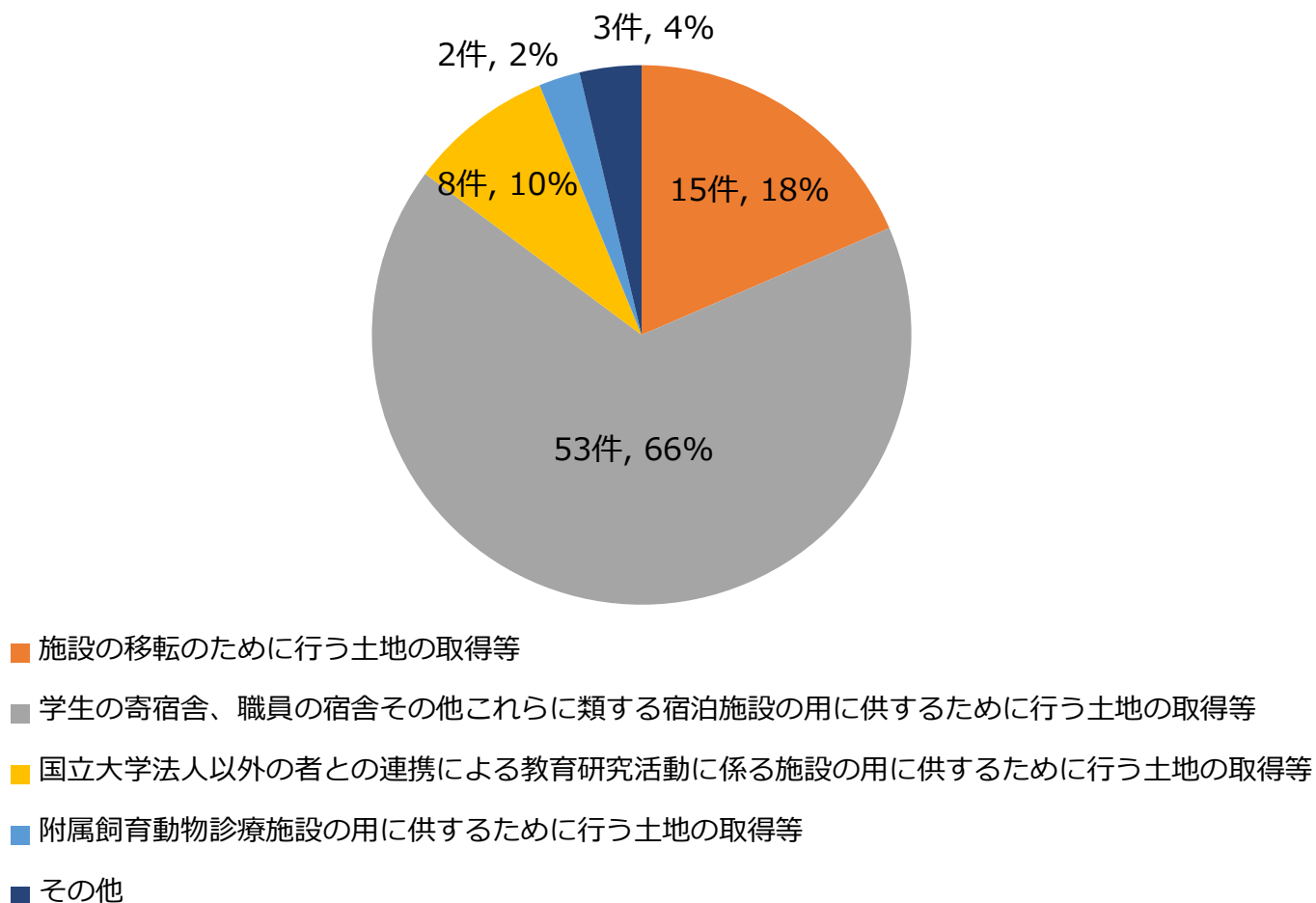
グループ毎の1法人当たりの平均認可件数
(グループ毎の全認可件数/グループ毎の全法人数)



■ Aグループ（大規模） ■ Bグループ（理学生＞W文） ■ Cグループ（文学生＞W理） ■ Dグループ（医のみ） ■ Eグループ（教のみ）
■ Fグループ（院のみ） ■ Gグループ（病有複学） ■ Hグループ（病無複学） ■ Iグループ（共同利用機関）

- 主な用途としては、学生の寄宿舍、職員の宿舍等に要する土地の取得等が53件（66%）と最多。
- 借入額（1件当たりの平均）については、施設の移転：約57億円、寄宿舍等：約7.6億円、産学連携施設：約6.9億円、附属動物病院：約2.8億円となっている。

長期借入の目的別の認可件数（件数、全体に占める割合）



※ 附属病院の用に供するために行う土地の取得等・先端的な教育研究の要に供するために行う土地の取得等（令和2年に対象に追加）については、認可実績なし。

⑤ 債券発行の状況

- 7 法人により総額1440億円の大学債が発行されている（全てAグループ（大規模））。うち、5法人が償還期間を最長の40年に設定。
- 使途は、研究プロジェクトの実施、キャンパス整備、教育研究拠点の整備、産学連携施設の整備等。
- 投資表明者は、保険会社、資産運用会社、自治体の共済組合、自治体、財団法人、一般企業、地元企業、学校法人等が挙げられる（各法人HPより）。

	第1回 東京大学債	第2回 東京大学債	第1回 大阪大学債	第1回 筑波大学債	第1回 東京工業大学債	第1回 東北大学債	第1回 東海国立大学機構債	第1回 北海道大学債	第3回 東京大学債
認可日	令和2年8月31日	令和3年12月2日	令和4年4月21日	令和4年6月30日	令和4年9月29日	令和4年12月26日	令和5年5月19日	令和6年9月6日	令和6年11月29日
発行日	令和2年10月16日	令和3年12月22日	令和4年4月28日	令和4年10月19日	令和4年12月16日	令和5年2月3日	令和5年6月2日	令和6年11月29日	令和6年12月23日
年限 金額	40年 200億円	40年 100億円	40年 300億円	40年 200億円	40年 300億円	40年 100億円	20年 100億円	20年 33.7億円	40年 110億円
格付け (発行体)	AA+(R&I) AAA(JCR)	AA+(R&I) AAA(JCR)	AA+(R&I) AAA(JCR)	AA+(R&I) AAA(JCR)	AA+(R&I)	AA+(R&I) AAA(JCR)	AA+(R&I) AAA(JCR)	AA+(R&I) AAA(JCR)	AA+(R&I) AAA(JCR)
発行利率	0.823%	0.853%	1.169%	1.619%	1.800%	1.879%	1.187%	1.942%	2.877%
発行手数料	1.4億円(0.7%)	0.7億円(0.7%)	2.0億円(0.7%)	1.4億円(0.7%)	2.0億円(0.7%)	0.7億円(0.7%)	0.5億円(0.5%)	0.26億円(0.52%)	1.8億円(0.6%)
事業	東京大学FSI事業	東京大学FSI事業	大阪大学生がいを育む 社会創造事業	筑波大学社会的価値創造 事業	キャンパス・イノベーション エコシステム構想2031 の実現	グリーン未来を創造するイ ノベーション・プラット フォーム整備事業	知とイノベーションのコモ ンズ創成事業	北海道大学Excellence and Extension事業	UTokyo Kompass推 進事業
使途 ※事業の一部に調達資 金を充当予定	・ハイパーカミオカンデ (200億円) ・アタカマ天文台 (50億円) ・フィジカル工学インフラ (150億円) ・老朽施設整備 ほか(70 億円)	・インクルーシブキャンパス (50億円) ・グリーン・トランスフォーメーション (150億円) ・海洋生物研究教育拠点 整備 ほか (30億円)	・イノベーションコモンズ (60億円) ・Well-being拠点(120 億円) ・量子科学研究拠点(120 億円) ・スポーツ施設 ほか (150億円)	・ITF. Forum (191億円) ・未来社会デザイン棟 (26億円) ・SPORT TOMORROW (34億円)	・すずかけ台キャンパス再 開発事業 (261億円) ・教育研究インフラの整備 (119億円) ・最先端大型研究、産学官 連携関連の設備の整備 (45億円)	・サイエンスパーク整備関 連事業 (70億円) ・フラッグシップラボ拠点 整備関連事業 (25億円) ・川内コモンズ(仮称)の新 営 (30億円)	・世界トップ研究者の集う 知の梁山泊 (100億円) ・インクルーシブな人材育 成拠点整備 (30億円) ・創業シーズ開発・育成拠 点の整備 (20億円)	・多様な"大志"が結集する 共創拠点の整備 (67億円) ・サステナビリティ／グ リーン社会を目指す教育・ 研究環境の整備 ・地域と世界の結節点と なる拠点の整備 ・上記に係る設計費・什器 の調達費・専門職員の人 件費等 (13億円)	・卓越した学知の構築 (ハイパーカミオカンデ計 画の推進) (776億円) ・GX・DXの推進 (次世代型空間・情報イン フラ構築) (95億円) ・ダイバーシティ&インク ルージョンの推進 (D&I棟の整備) (90億円) ・教育研究に専念できる 環境の整備 (教育研究基盤の強化) (69億円)
償還財源	全体603億円 ・研究支援経費338億円 ・寄附金運用益120億円 ・財産貸付料77億円 ・新たな土地活用68億円	全体932億円 ・研究支援経費668億円 ・寄附金運用益123億円 ・財産貸付料81億円 ・新たな土地活用60億円 * 償還財源は第1回と第 2回債を合算したもの	全体653億円 ・産学連携392億円 ・余剰金の運用益128億 円 ・寄附金運用益108億円	全体430億円 ・産学連携305億円 ・財産貸付料45億円 ・余剰金の運用益37億円 ・寄附金運用益28億円 ・新たな土地活用16億円	全体1,280億円 ・田町土地活用事業 1,080億円 ・宿舎跡地等土地活用事 業69億円 ・財産貸付料131億円	全体212億円 ・寄附金等運用益41億円 ・入構負担金収入64億円 ・新たな土地建物活用73 億円 ・産学連携等に関する経 費26億円 ・法人債引当特定資産運 用益8億円	全体188億円 ・寄附金等運用益78億円 ・財産貸付料36億円 ・産学連携等収入40億円 ・新設棟からの産学連携 等収入15億円 ・法人債引当特定資産運 用益19億円	全体106.1億円 ・寄附金等運用益14.6億 円 ・財産貸付料31.8億円 ・産学連携等収入30.3億 円 ・共創拠点の新設による 財産貸付料収入15.3億 円 ・法人債引当特定資産運 用益14.3億円	全体3235億円 ・寄附金運用益1571億円 ・研究支援経費1270億 円 ・財産貸付料342億 円 ・土地活用53億 * 額は第1回から第3回 債の償還財源を合算した もの

⑥ 国立大学法人等による出資の範囲

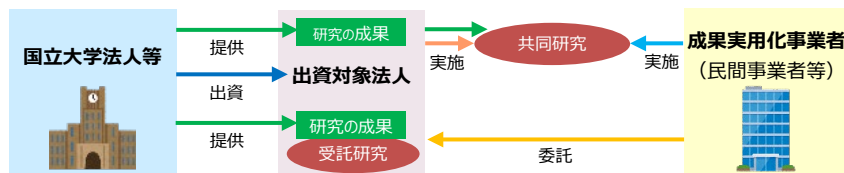
近年、国立大学法人等が保有する**研究成果や教育研究施設等の資源を社会に還元**するとともに、自ら投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを実現するための**規制緩和として、出資の範囲を拡大している**。（＜＞内は対象事業者への出資が可能になった年）

I. 研究成果の活用

1. 成果活用促進事業者 <令和3年・政令改正> 【対象：全ての国立大学法人等】

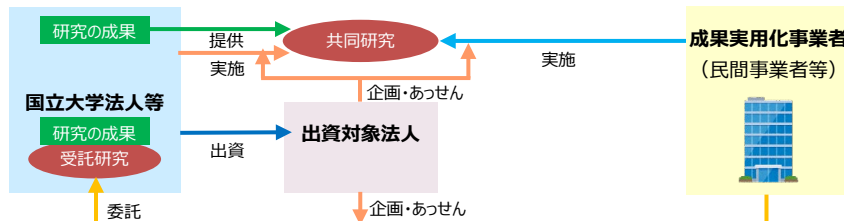
- **民間事業者との共同・委託研究**の形で、大学の技術に関する研究成果を実用化するために**必要な研究**を行う事業者

（例：大学が創出したシーズを元に企業等と共同研究を行う**研究所**）



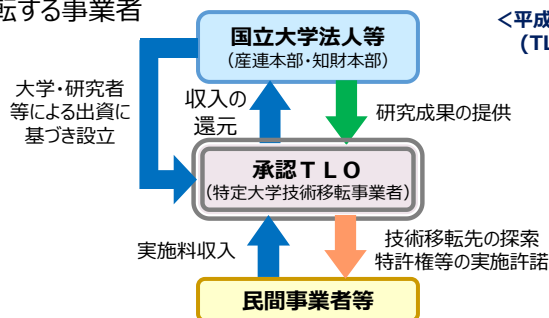
- 大学が**民間事業者との共同・委託研究**の形で行う、大学の技術に関する研究成果を実用化するために必要な研究等を**企画・あっせん**する事業者

（例：大学の有するシーズと企業のニーズをマッチングする**OI機構**）



2. 特定大学技術移転事業者（承認TLO）【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学における技術に関する研究成果を**特許権の実施許諾等**により民間事業者に移転する事業者



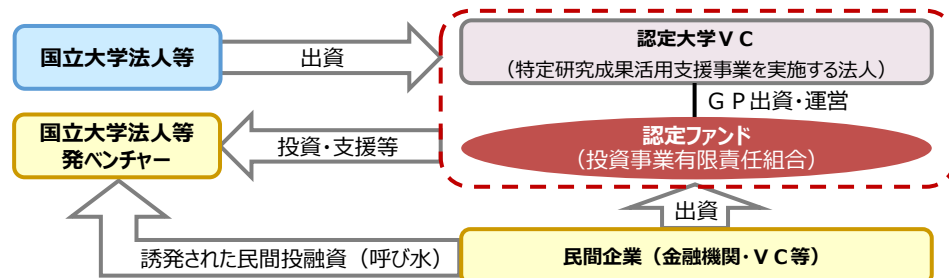
<平成16年・国立大学法人発足>
(TLO法の公布は平成10年)

3. 特定研究成果活用支援事業者

【対象：全ての国立大学法人等】

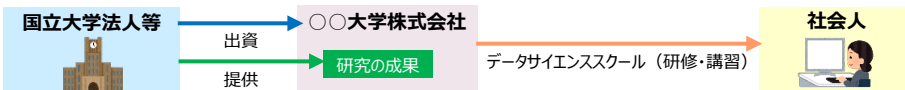
<平成26年・出資認可の告示改正> (産業競争力強化法の公布は平成25年)

- 大学発ベンチャーに投資・支援等を行う**認定VC・ファンド**



4. 研究成果活用事業者 <令和4年・法律改正により拡大> 【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学の研究成果を活用した**コンサルティング、研修・講習等**を実施する事業者



5. 指定国立大学研究成果活用事業者 <令和4年・法律改正により新設> 【対象：指定国立大学法人】

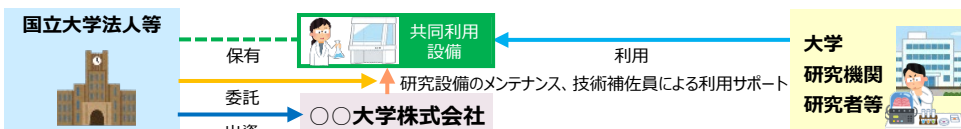
- 大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、**商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー**



II. 教育研究施設の管理・利用促進

6. 教育研究施設管理等事業者 <令和4年・法律改正により新設> 【対象：全ての国立大学法人等】

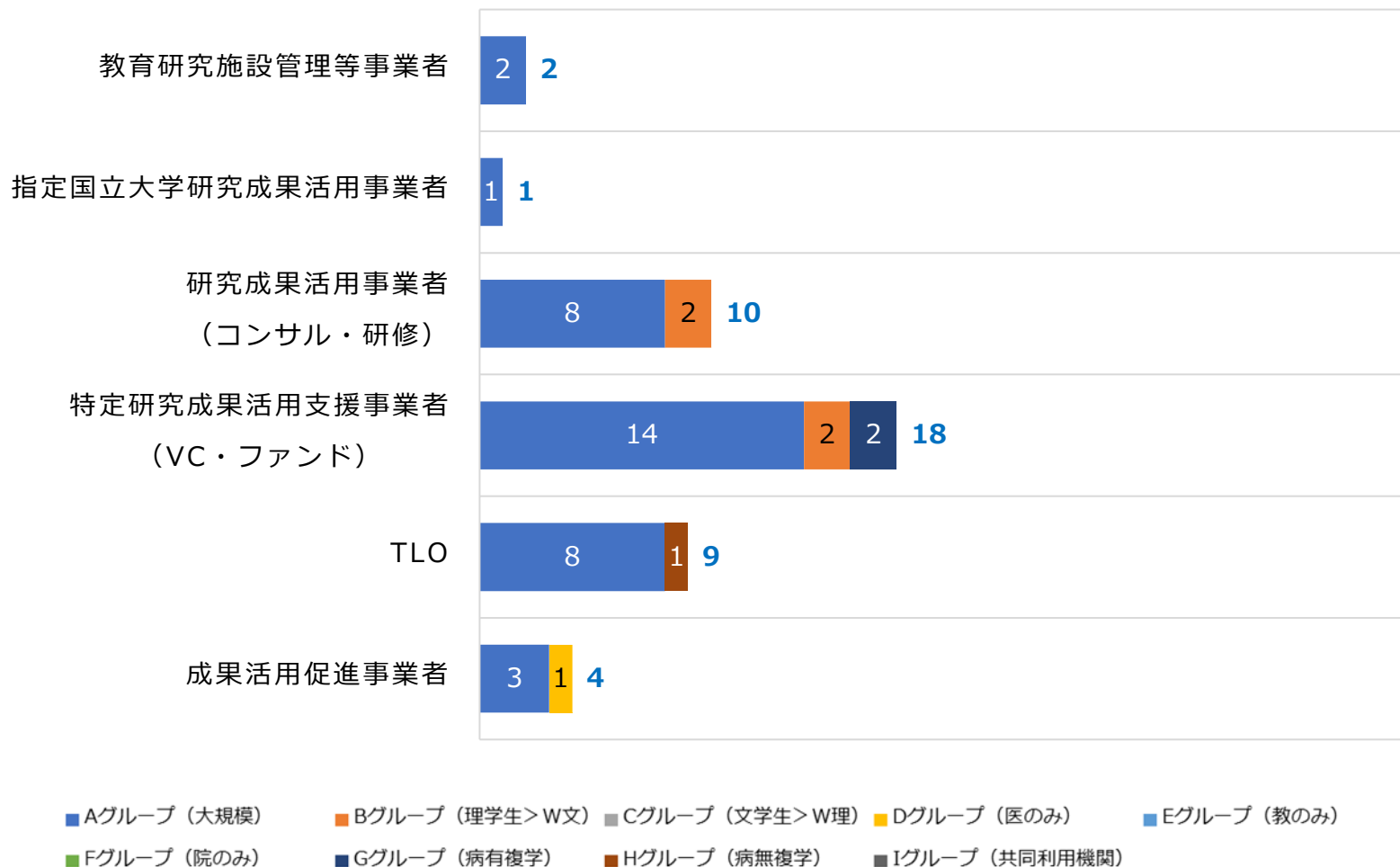
- 大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、**教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進**する事業を行う事業者



⑥ 出資認可の状況

- 様々な事業者への出資が可能となった結果、出資認可件数は累計53件。
- 特定研究成果活用支援事業者（VC・ファンド）への出資認可が18件と最多。
- 全認可件数のうち約8割（36件）をAグループ（大規模）が占めている。

認可区分ごとの認可件数



国立大学法人等における新株予約権の取得・保有の現状

- 国立大学法人等については、資力は弱いが有望な大学発ベンチャーに対する育成支援を行うことができるよう、科学技術・イノベーションの活性化に関する法律に基づき、特に必要と認める場合には当該支援を無償等とし得ること、また、その際において株式や新株予約権を取得・保有することができる。これにより、大学発ベンチャーは、当面の事業活動に必要な現金を確保しつつ、大学からの必要なサービスを受けることで事業の発展に取り組みやすくなり、研究成果の社会実装の進展が期待されている。
- 国立大学法人における新株予約権の取得・保有状況については、取得・保有している法人数が増加傾向にあるとともに、各法人における保有件数も増加傾向にある。

(参考) 新株予約権の保有件数

	H30	R元	R2	R3	R4
東京大学	15	18	29	37	44
大阪大学	5	6	7	11	12
東海国立大学機構	6	10	11	13	12
京都大学	3	3	3	5	5
九州大学	3	3	7	7	4
筑波大学	2	2	2	2	3
東北大学	0	1	1	1	2
東京医科歯科大学	0	0	0	1	2
東京工業大学	0	1	1	1	2

出典：各年度の財務諸表の有価証券の明細より文部科学省が作成。

(4) 授業料等

国立大学の授業料の仕組み

- 学生の経済状況に左右されない進学機会を提供しつつ、各大学が独自の工夫により学生の教育の充実を図ることができるようにする観点から、法人化時、授業料の標準額を定めた上で、その110%を上限に各大学が授業料を定めることを可能とした。
- 令和7年6月現在、「標準額」を上回る授業料を設定している大学は7大学。(※H19年度に上限を120%に引き上げ)

国立大学の授業料等「標準額」

文部科学省令（国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第16号）において「標準額」を規定（省令第2条）。留学生及び海外分校における授業料等については、標準額に関わらず、外国人留学生の受入環境の整備や現地の他の大学の授業料などの事情を考慮して設定可能（R6年度から）。

【令和7年度標準額】

・授業料：学部・大学院	年額 535,800 円	・入学科：学部・大学院	282,000 円
：法科大学院	年額 804,000 円	・検定料：学部	17,000 円
		：大学院	30,000 円

「標準額」から上回る授業料等を設定している大学

省令第10条に基づき、各大学は「標準額」の120%を上限に、その範囲内で学則等においてそれぞれ授業料を設定。
なお、下限は設定していない。

【令和7年度以降の各大学の授業料等の設定状況】

(1) 授業料：

- ・特定の研究科等において標準額を上回る額を設定する大学 2大学
 - 東北大学 大学院 経済学研究科 会計専門職専攻（専門職学位課程） 589,300 円
 - 一橋大学 大学院 経営管理研究科 642,960 円
- ・標準額を上回る額を設定する大学 7大学 ※対象の入学者は学士課程（政策研究大学院大学を除く）
 - 東京科学大学 ◆理工学系((旧)東京工業大学)（令和元年4月以降入学者～） 635,400 円（平成30年9月公表）
 - ◆医歯学系((旧)東京医科歯科大学)（令和2年4月以降入学者～） 642,960 円（令和元年11月公表）
 - 東京芸術大学（令和元年4月以降入学者～） 642,960 円（平成30年10月公表）
 - 千葉大学（令和2年4月以降入学者～） 642,960 円（令和元年6月公表）
 - 一橋大学（令和2年4月以降入学者～） 642,960 円（令和元年9月公表）
 - 政策研究大学院大学（令和4年4月以降入学者（大学院の過程）～） 642,960 円（令和3年6月公表）
 - 東京農工大学（令和6年4月以降入学者～） 642,960 円（令和5年10月公表）
 - 東京大学（令和7年4月以降入学者～） 642,960 円（令和6年9月公表）

(2) 入学科：標準額を上回る額を設定する大学 1大学

- 東京芸術大学 学士課程・大学院の課程 338,400 円

運営費交付金と「標準額」の関係

国立大学法人運営費交付金の算定には「標準額」を使用することとし、授業料等の改定（値上げ）は運営費交付金に影響しない仕組み。

国私立大学の授業料等の推移①

- 国立大学の授業料標準額の改訂は平成17年度が直近。

年度		国立大学		私立大学	
		授業料	入学料	授業料	入学料
		円	円	円	円
昭和	50	36,000	50,000	182,677	95,584
	51	96,000	↓	221,844	121,888
	52	↓	60,000	248,066	135,205
	53	144,000	↓	286,568	157,019
	54	↓	80,000	325,198	175,999
	55	180,000	↓	355,156	190,113
	56	↓	100,000	380,253	201,611
	57	216,000	↓	406,261	212,650
	58	↓	120,000	433,200	219,428
	59	252,000	↓	451,722	225,820
	60	↓	↓	475,325	235,769
	61	↓	150,000	497,826	241,275
	62	300,000	↓	517,395	245,263
平成	63	↓	180,000	539,591	251,124
	元	339,600	185,400	570,584	256,600
	2	↓	206,000	615,486	266,603
	3	375,600	↓	641,608	271,151
	4	↓	230,000	668,460	271,948
	5	411,600	↓	688,046	275,824
	6	↓	260,000	708,847	280,892
	7	447,600	↓	728,365	282,574
	8	↓	270,000	744,733	287,581
	9	469,200	↓	757,158	288,471
	10	↓	275,000	770,024	290,799
	11	478,800	↓	783,298	290,815
	12	↓	277,000	789,659	290,691
	13	496,800	↓	799,973	286,528
	14	↓	282,000	804,367	284,828
	15	520,800	↓	807,413	283,306

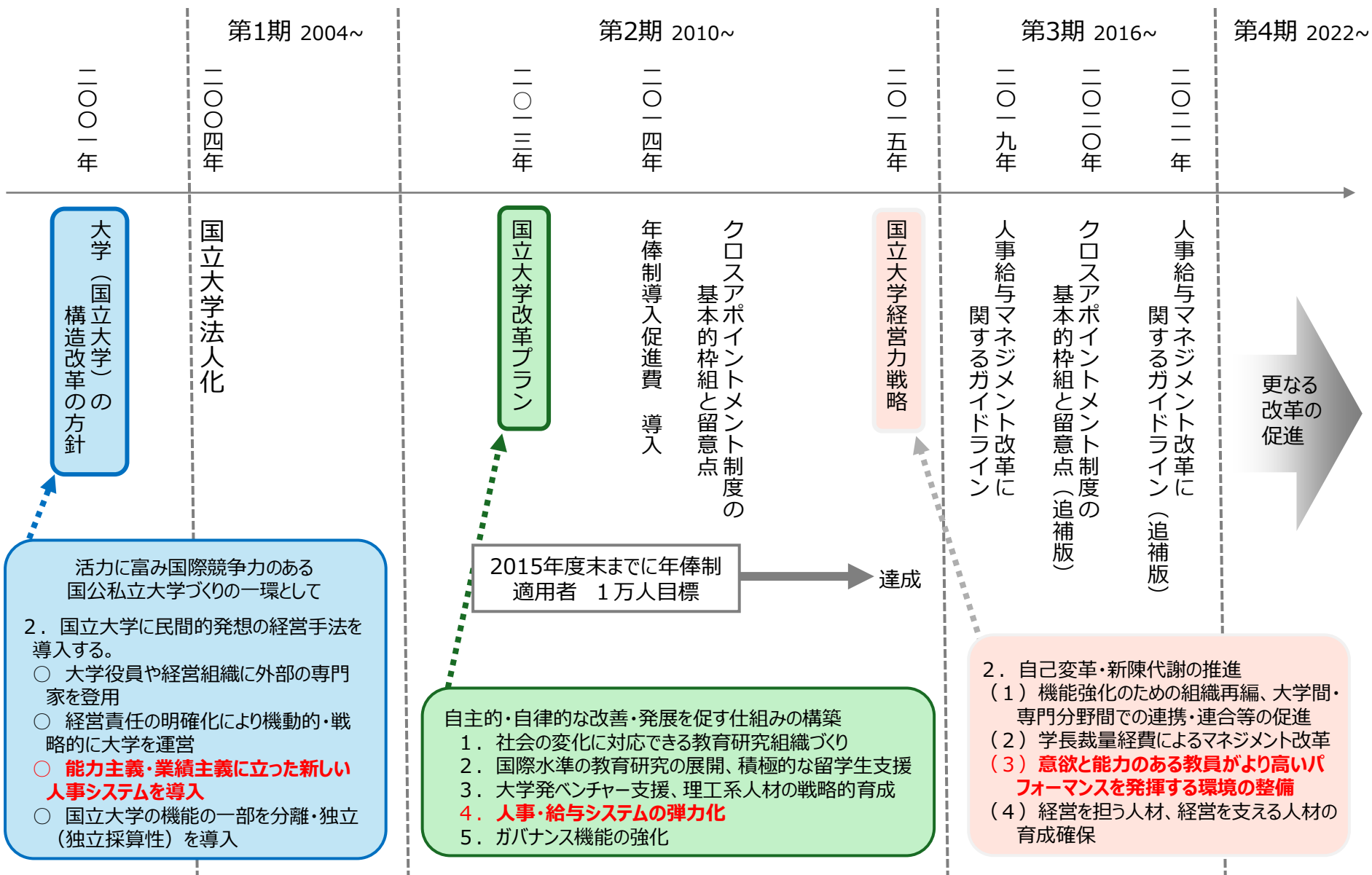
国私立大学の授業料等の推移②

年度		国立大学		私立大学	
		授業料	入学料	授業料	入学料
		円	円	円	円
	16	520,800	282,000	817,952	279,794
	17	535,800	↓	830,583	280,033
	18	↓	↓	836,297	277,262
	19	↓	↓	834,751	273,564
	20	↓	↓	848,178	273,602
	21	↓	↓	851,621	272,169
	22	↓	↓	858,265	268,924
	23	↓	↓	857,763	269,481
	24	↓	↓	859,367	267,608
	25	↓	↓	860,266	264,417
	26	↓	↓	864,384	261,089
	27	↓	↓	868,447	256,069
	28	↓	↓	877,735	253,461
	29	↓	↓	900,093	252,030
	30	↓	↓	904,146	249,985
令和	元	↓	↓	911,716	248,813
	2	↓	↓	927,705	247,052
	3	↓	↓	930,943	245,951
	4	↓	↓	—	—
	5	↓	↓	959,205	240,806

- (注) ①年度は入学年度である。
 ②国立大学の平成16年度以降の額は国が示す標準額である。
 ③私立大学の額は平均である。

2. 人事給与マネジメント改革

国立大学法人等人事給与マネジメント改革の流れ



国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（概要）

- 各国立大学が取り組む人事給与マネジメント改革をさらに進める上での基本的な考え方や検討すべきポイント、参考事例を掲載したガイドラインを平成31年2月 25 日にガイドラインを策定した。
- さらに、令和3年12月21日には、教員の意欲を向上させるとともに多様で優秀な人材を確保することにもつながる様々な取組の具体的な取組事例を掲載したガイドライン（追補版）を策定した。

人事給与マネジメント改革ガイドライン

全学的な人事マネジメントシステムの構築

（国立大学法人制度に関する参考資料P86- P87参照）

- ◆ 中長期的に目指すべき理想の年代構成や職位構成に関する目標の設定
- ◆ 持続可能な「中長期的な人事計画」の策定及び運用
- ◆ 組織全体で若手研究者のポストの確保と、若手の育成・活躍促進を後押し、持続可能な研究体制を構築
- ◆ 人材の多様性の確保

雇用財源に外部資金を活用

（国立大学法人制度に関する参考資料P87- P93参照）

- ◆ 競争的研究費、共同研究費、寄附金といった多様な外部資金を人件費に充当し、捻出された学内財源を若手ポスト増設や研究支援体制の整備などに充てる取組

テニュアトラック制の活用

- ◆ 将来への安定的なキャリアパスの可能性を明示することで高い研究成果を期待

業績評価、処遇への反映

（国立大学法人制度に関する参考資料P94- P96参照）

- ◆ 教員の意欲や能力を引き出すことを目的とした業績評価と、その評価結果を適切に処遇へ反映した制度設計

年俸制の見直し

- ◆ 硬直的な給与度からの抜本的転換を図り、厳格な業績評価に基づく柔軟な給与制の実現

クロスアポイントメント制度の活用

- ◆ 優秀な人材が組織の壁を越えて活躍することが可能となり、技術の橋渡し機能が強化

教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築へ

若手教員が安定的に研究に専念できる雇用と教育研究環境の確保 年齢・職位のバランスを考慮した雇用計画とキャリアパスの構築等

外国人の雇用促進と国際化の推進 優秀な外国人人材の獲得、海外で学位を取得した日本人の雇用、サバティカルの制度化等

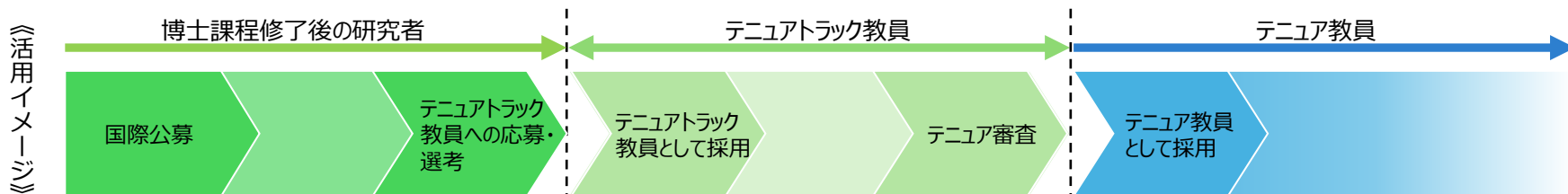
女性教員の雇用促進 女性教員数の目標設定、ライフイベントに応じた制度設計や学内託児所等の支援体制の充実等

流動性の向上 優秀で多様かつ最適な人材の育成・確保につながる頭脳の好循環を実現する流動性の在り方の検証等

教員のインセンティブの向上 外部資金の獲得を処遇に反映するとともに若手ポスト確保や全学の研究支援体制強化

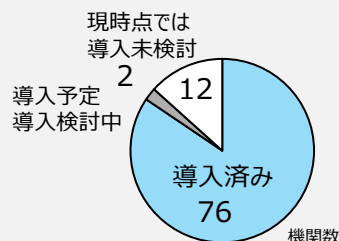
①テニュアトラック制の活用

テニュアトラック制とは、優秀な教員・研究者が、一定の期間任期付きという競争的環境を経て、公正で透明性の高い審査を合格することで、任期のない安定的な職（テニュア）を得ることができるようにする制度である。特に若手の教員や研究者にとっては、任期付きの雇用形態でありつつ将来への安定的なキャリアパスが可能性として明示されるほか、あわせて多くの場合に充実した研究環境が提供されることで、意欲をもって経験を積み研究に集中することができ、結果として高い研究成果が期待できるものである。（国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成31年2月25日）より）

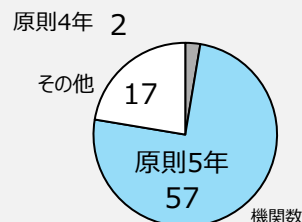


導入率は84% (76/90)
期間は原則5年が多い (57/76)

導入状況



テニュアトラック期間



助教への活用が多い (採用 341/532、付与 188/333)
テニュアトラック教員数とテニュアポスト数は
同数が多い (69/75)

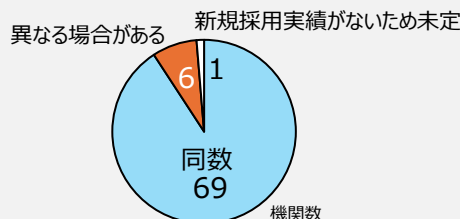
令和4年度 新規採用テニュアトラック教員数 人数

教授	准教授	講師	助教	合計
5	102	84	341	532

令和4年度 テニュア付与教員数 人数

教授	准教授	講師	助教	合計
13	92	40	188	333

テニュアトラック教員数とテニュアポスト数の関係



研究活動支援策の実施、導入効果の発現

テニュアトラック教員への研究活動支援策

	機関数
研究支援経費の措置	64
メンター教員や研究支援員の配置	59
研究スペースの確保	58
実験設備等の優先使用	12
教育・管理運営業務の負担軽減	29
その他	24
共同研究実施支援、事務代行事務職員の配置、 研究環境充実支度金の支給、教育能力開発プロ グラムの受講義務化、科研費の申請前査読など	

テニュアトラック制の導入効果

	機関数
研究の活性化	54
大学組織の強化	30
優秀な人材の確保	64
教員の流動性の向上	13
教員の競争性の確保	14
教員のモチベーションの向上	28
その他	11
公正で透明な評価に基づくキャリアパス整備、テニ ア審査による将来性に期待した挑戦的な人事など	

出典：文部科学省国立大学法人支援課調べ（86国立大学・4大学共同利用機関法人を対象、令和5年4月1日現在）

②年俸制の見直し ～年俸制の導入について～

背景

- ◆ 教員ポストの高齢化、若手教員の減少
→ 総じて**若手教員のキャリアパスにつながる流動性の向上が課題**
- ◆ 一律な給与体系のため、**業績の反映度が低い**

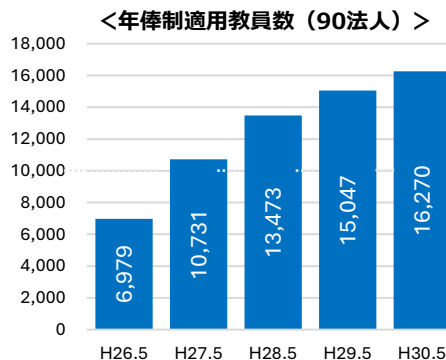
従前の月給制に加え
「年俸制」を推進
(国立大学改革プラン)

➡ 「国立大学改革プラン（平成25年11月 文部科学省）」において、人事・給与システムの弾力化を目指し「**1万人規模で年俸制・混合給与を導入**」を提言

➡ 平成26年度予算から、**適切な業績評価に基づいた給与体系の構築**を目指すとともに、退職手当の配分方法を見直し、運営費交付金において「**年俸制導入促進費**」を措置。退職手当の分割・前倒しを実現

年俸制適用者数が
約6.7万人中
目標の1万人を達成

- ➡ 年俸制適用者は平成30年5月1日現在で16,270人
- ➡ 目標を達成し一定の役割を果たした一方、分割・前払いにより全教員を年俸制に移行するためには、追加的財政支出が発生



※外部資金等で雇用された教員、外国任教員を含む
(文部科学省調べ)

より実効性ある制度を目指して
年俸制を見直し・完全導入

➡ 「統合イノベーション戦略（平成30年6月18日 閣議決定）」において、「**厳格な業績評価に基づく給与水準の決定の仕組みによる年俸制の（段階的）完全導入**」を明記

➡ 現行の年俸制の仕組み（年俸制導入促進費の措置を含む）を見直すことで、**業績評価とその処遇への適正な反映を徹底**

➡ **人事給与マネジメント改革**の推進（ガイドラインの作成、運営費交付金への反映等）

②年俸制の見直し ～新たな年俸制の仕組み～

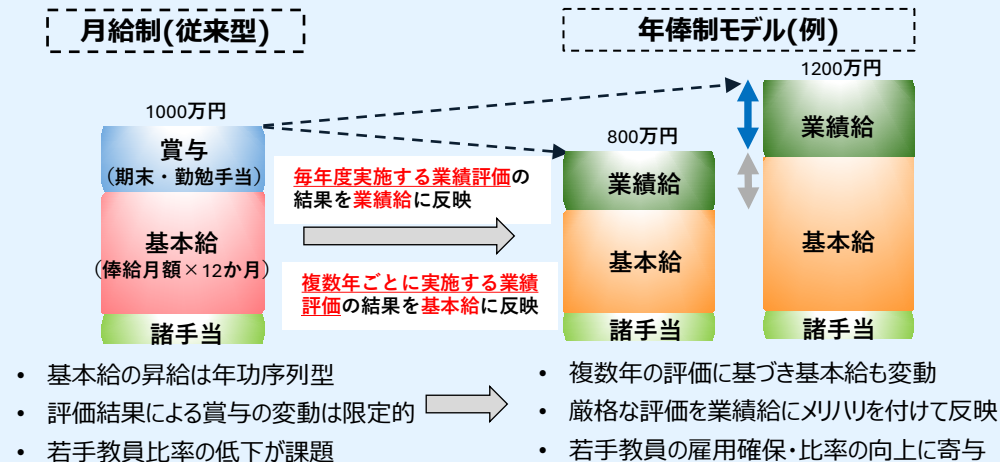
新年俸制の定義

- ①年額の給与（年俸）が設定された上で、それが一年の中で分割されて支払われていること
- ②基本給や職務給に加え、「+」「-」の成績率のある業績給が設定されていること
- ③退職手当を伴うものであっても、在職期間の長期化により必ずしも処遇が有利になることとはならないもの（退職手当の分割・前払いを伴わないものも含む）

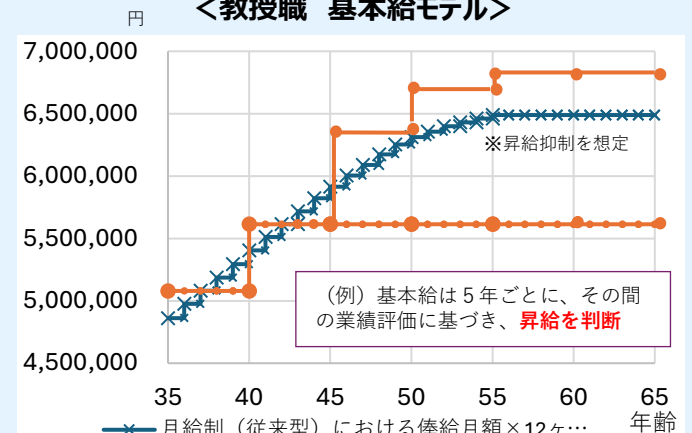
※国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成31年2月25日）

運用のイメージ

- ① 合理的かつ安定的な運用のため、退職手当額を分割・前払いはせず、退職時支払い。
- ② 業績評価の結果が、給与等に反映される合理的かつ実効性ある給与体系を構築。
- ③ 新規採用教員は原則導入、シニア教員についても導入を促進し、段階的にすべての承継教員への適用を目指す。（既存の教員については、同意を得ることを前提）
- ④ 月給制から年俸制への入れ替わりには、一定期間かかることを想定。
- ⑤ 厳格な業績評価や多様な任期制などの併用により効果的な運用を実現。



<教授職 基本給モデル>



②年俸制の見直し ～国立大学法人等における年俸制の導入状況～

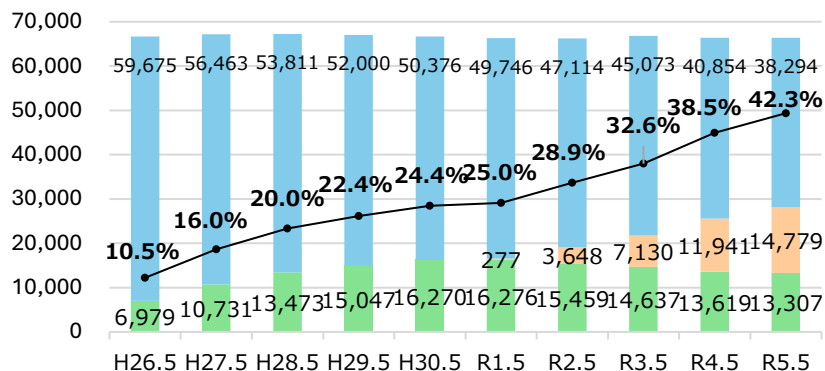
従来の年俸制に加え、令和元年度以降は、新年俸制の導入が順次拡大している。

(参考) 国立大学法人等人事給与とマネジメント改革に関するガイドライン(平成31年2月25日)(抄)

今般の年俸制の見直しに当たり、「年俸制」とは下記3要件を満たす給与制度と定義している。

- ① 年額の給与(年俸)が設定された上で、それが1年の中で分割されて支払われていること
- ② 基本給や職務給に加え、「+」「-」の成績率のある業績給が設定されていること
- ③ 退職手当を伴うものであっても、在職期間の長期化により必ずしも処遇が有利になることはならないもの(退職手当の分割・前払いを伴わないものも含む)

◆年俸制適用教員の割合



◆新年俸制の導入状況

導入済み 82機関
未導入 8機関

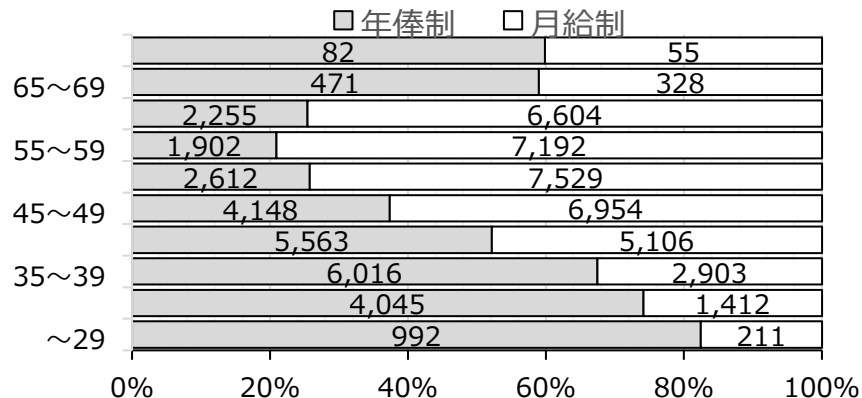
<未導入8機関の内訳>

令和6年度に導入予定 1機関
未定 7機関

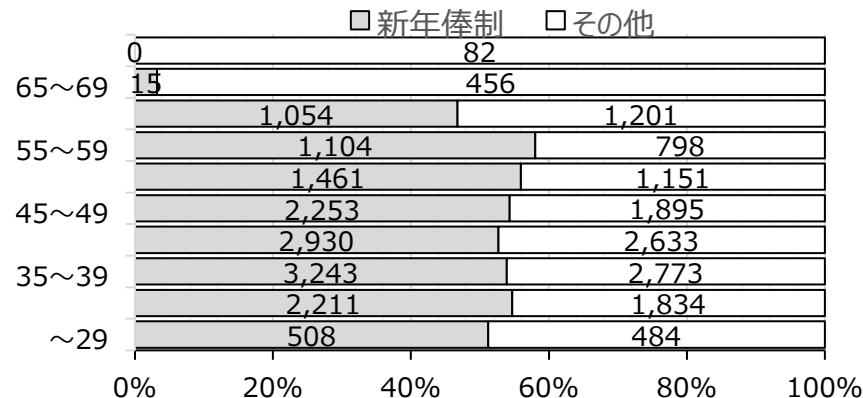
(令和2年度以前)
対象職位: 教授、准教授、講師、助教

(令和3年度以降)
対象職位: 学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手
クロスアポイントメント制度適用教員の扱い:
派遣型は人数計上、受入型は人数不計上

◆令和5年度本務教員数内訳 年俸制/月給制別



◆令和5年度年俸制適用教員数内訳 新年俸制/その他別



出典: 文部科学省国立大学法人支援課調べ(対象: 86国立大学、4大学共同利用機関法人)

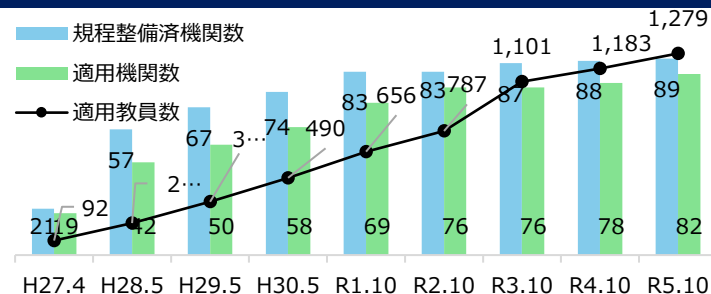
③クロスアポイントメント制度の活用

クロスアポイントメント制度とは、機関間の協定により、大学教員等がそれぞれの機関で「常勤職員」としての身分を有し、それぞれの機関の責任の下、必要な従事比率（エフォート）で業務を行うもの。給与、社会保険料等については、両機関のいずれかが一括して研究者に支払う等、基本的な枠組みを整備することにより、研究者本人も不利益を受けることなく、それぞれの機関で業務に従事することが可能となる。

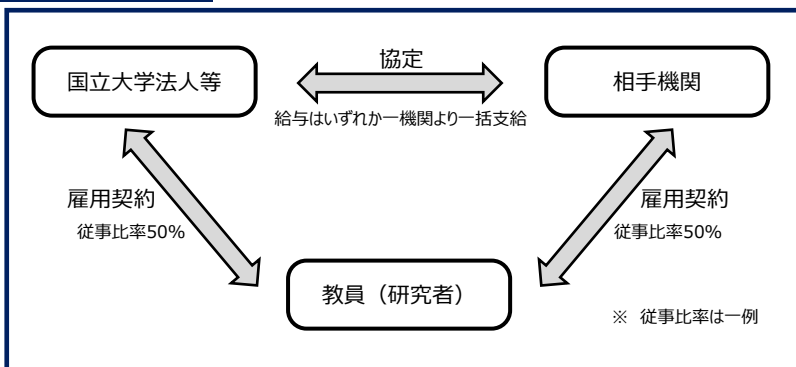
期待される効果

- ◇大学、公的研究機関、企業等の組織の壁を超えた人材・技術力の流動性の向上
- ◇相手機関から優秀な人材を受け入れることにより、大学の教育研究活動のアクティビティを高め、教育研究基盤の強化・発展に寄与
- ◇対象教員にとっては、現職を離れることなく、双方の身分を持ちつつ柔軟に教育研究活動に従事することが可能

クロスアポイントメント制度適用教員数等の推移 H27～R5

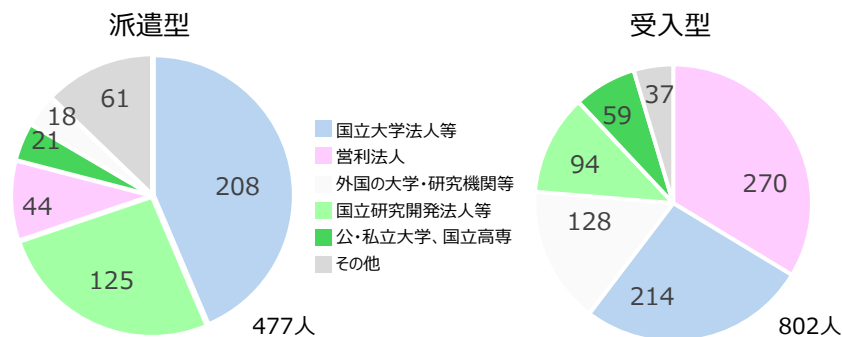


導入イメージ

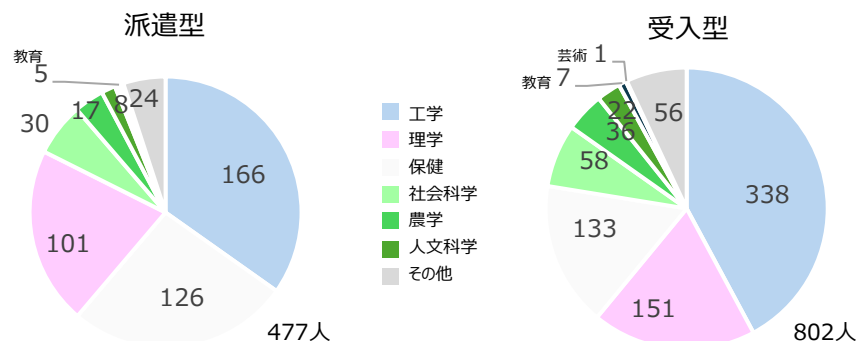


「在籍型出向」の形態により一機関から一括で給与を支給することにより、教員（研究者）が医療保険や年金で不利益を被らないよう対応可能

クロスアポイントメント制度適用教員数（相手機関別） R5.10



クロスアポイントメント制度適用教員数（専門分野別） R5.10



出典：文部科学省国立大学法人支援課調べ（対象：86国立大学、4大学共同利用機関法人）

任期の有無別、年齢層別の教員数の推移（全体の傾向①）

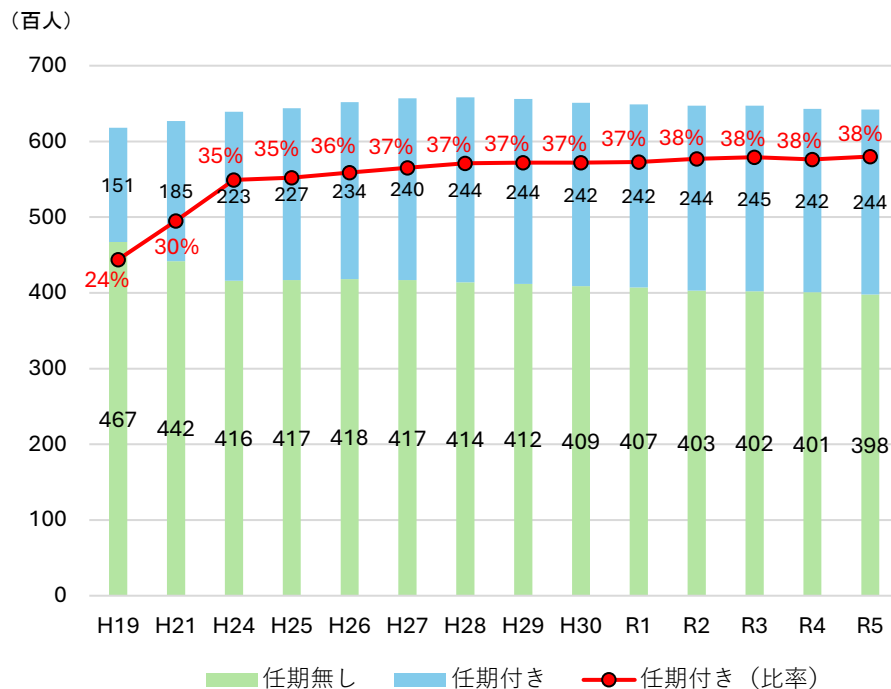
【任期の有無別】

- 本務教員数は平成19年度と比較して令和5年度は微増。
- 任期付き職員の比率は平成24年以降は35%～38%で安定。

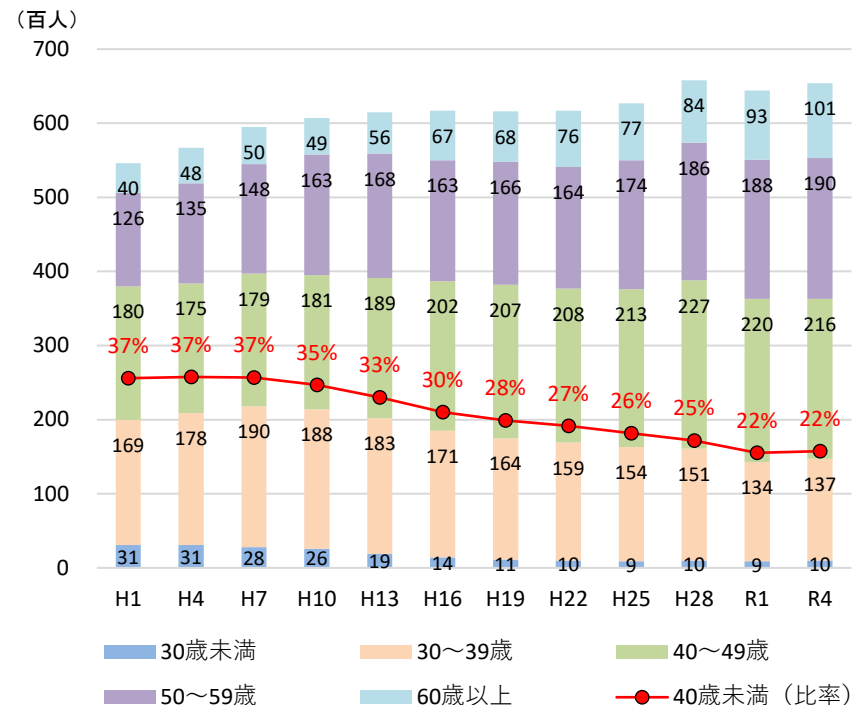
【年齢層別】

- 若手（40歳未満）教員数とその割合が減少傾向。
- 一方で、シニア（40歳以上）教員数とその割合は増加傾向。

本務教員数の推移（任期の有無別）



本務教員数の推移（年齢層別）

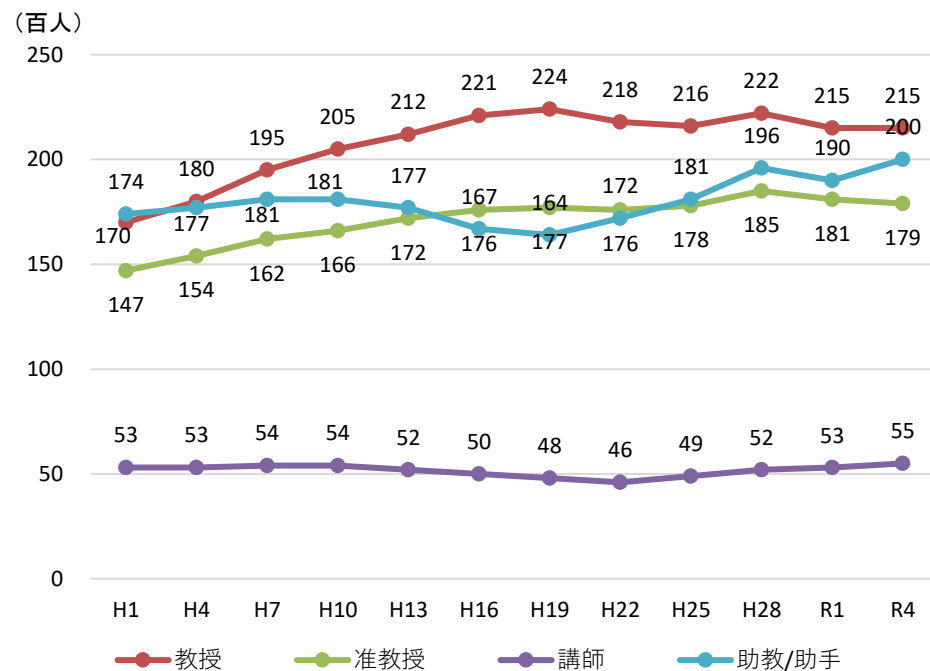


職位別の教員数の推移（全体の傾向②）

【本務教員数の推移（職位別）】

- 法人化前は教授・准教授の職が増加傾向であったが、法人化以降はほぼ横ばい。
- 助教・助手は法人化以降は増加傾向。

本務教員数の推移（職位別）

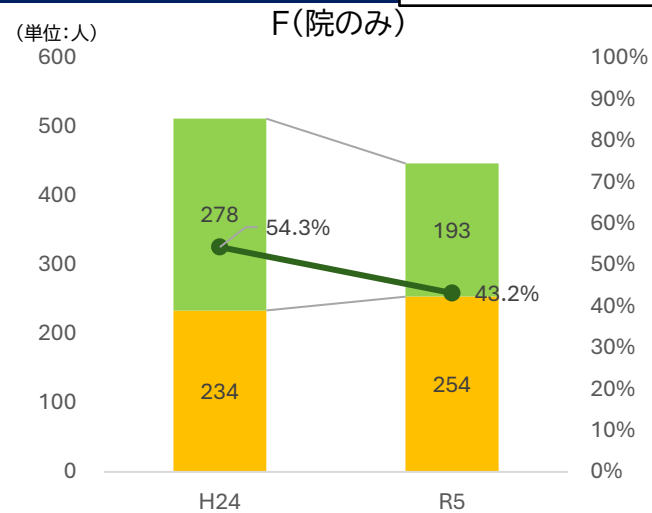
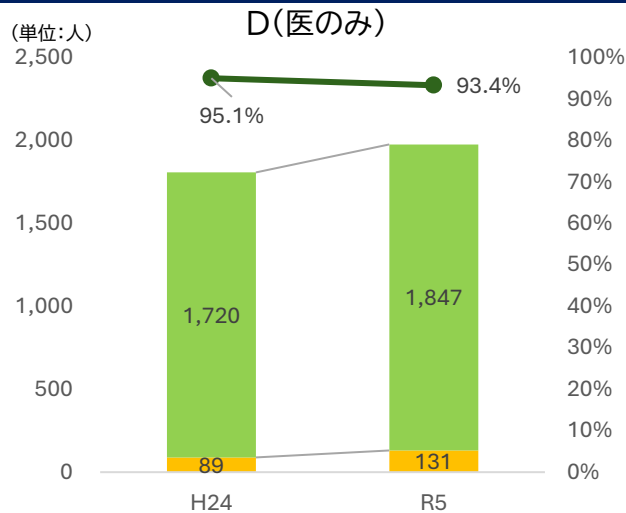


教員の人事構成について（グループ間に見られる特徴①）

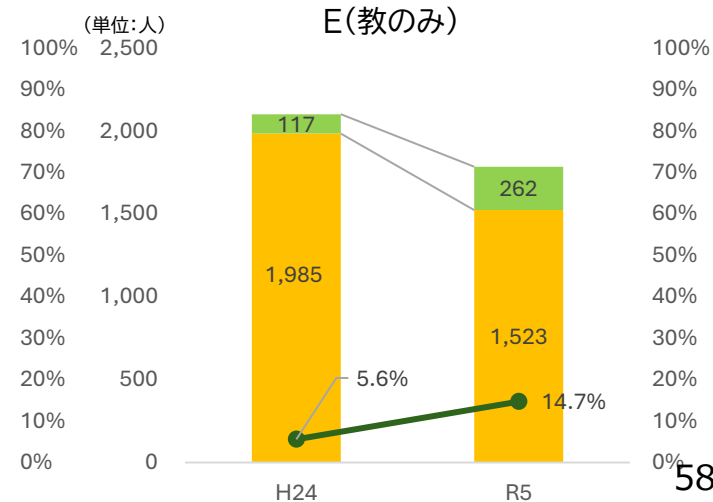
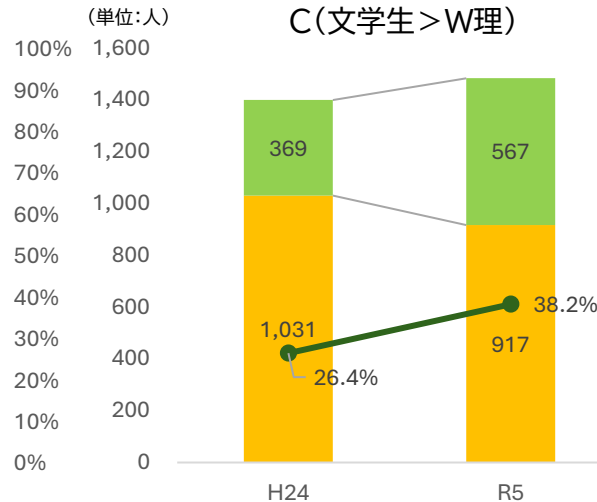
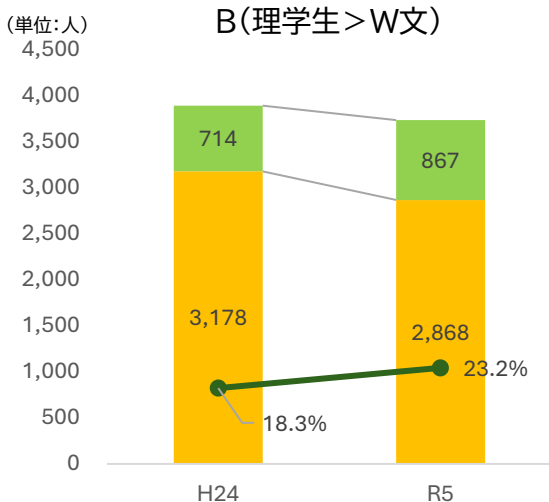
- 本務教員数に占める任期付きの割合をH24年度とR5年度で比較すると全体で3.1ポイント増（34.9 % →38 % ）。
- 同割合が下がったグループでは、Dグループが▲1.7ポイント、Fグループが▲11.1ポイント。
- 同割合が上がったグループで比較的增加幅が大きいグループでは、Bグループが4.9ポイント増、Cグループが11.8ポイント増、Eグループが9.1ポイント増。

任期付き割合が下がったグループ

■ 任期なし ■ 任期付き ● 任期付き（比率）



任期付き割合が上がったグループ



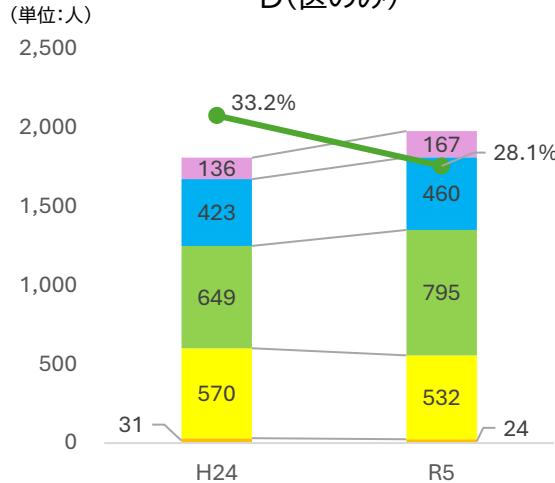
教員の人事構成について（グループ間に見られる特徴②）

- 本務教員数に占める40歳未満の教員割合をH24年度とR5年度で比較すると全体で▲3.7ポイント（27.4 % →23.7 %）。
- 減少幅が比較的大きいグループでは、Dグループで▲5.1ポイント、Fグループで▲7.7ポイント、Gグループで▲5.6ポイント。
- 減少幅が比較的小さいグループでは、Aグループで▲3.0ポイント、Cグループでは▲0.3ポイント、Eグループでは▲1.0ポイント。

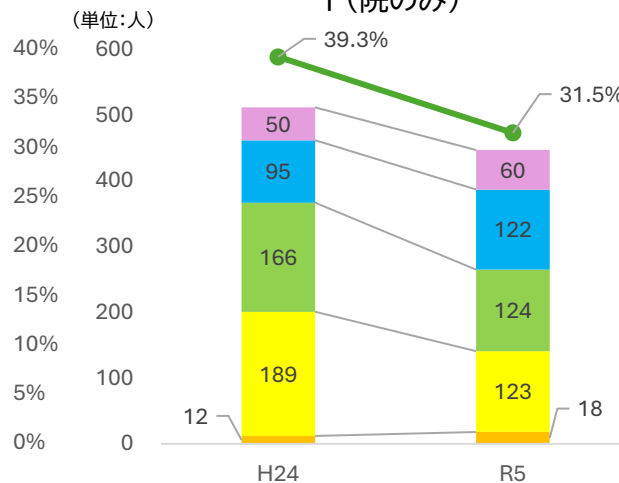
40歳未満の割合の減少幅が比較的大きいグループ



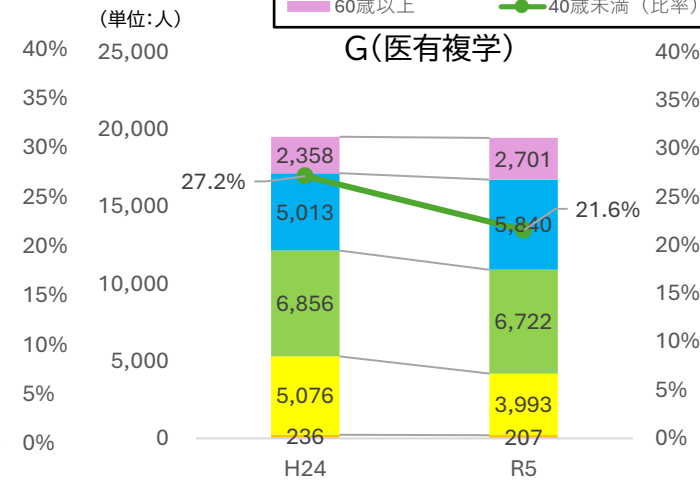
D(医のみ)



F(院のみ)

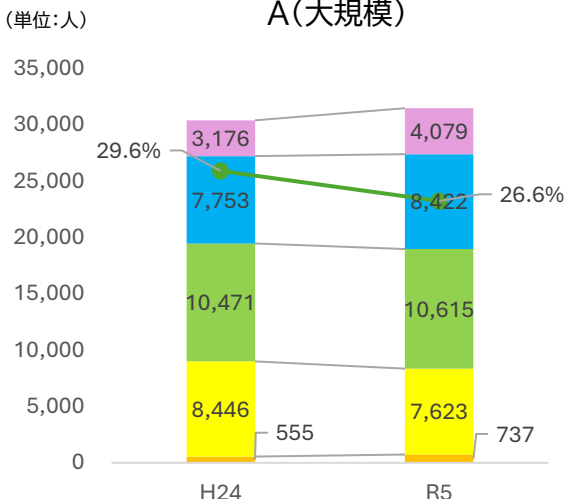


G(医有複学)

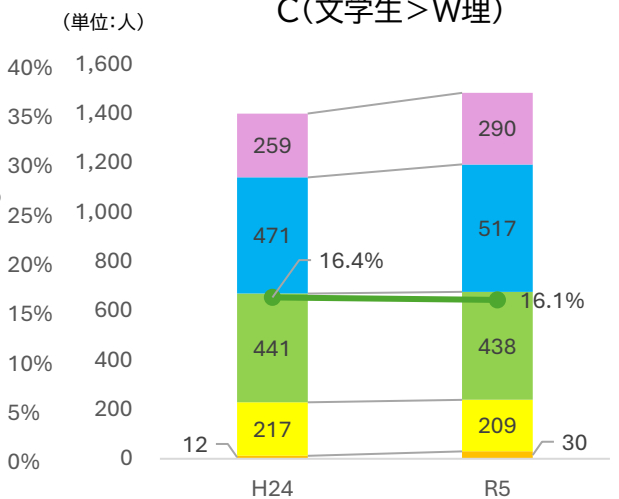


40歳未満の割合の減少幅が比較的小さいグループ

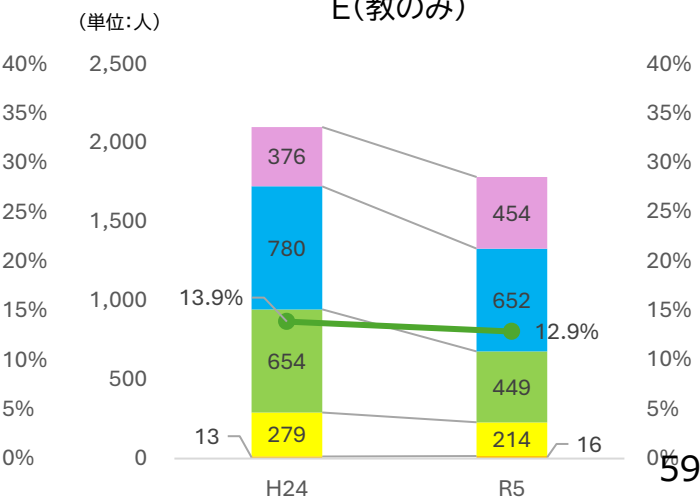
A(大規模)



C(文学生>W理)



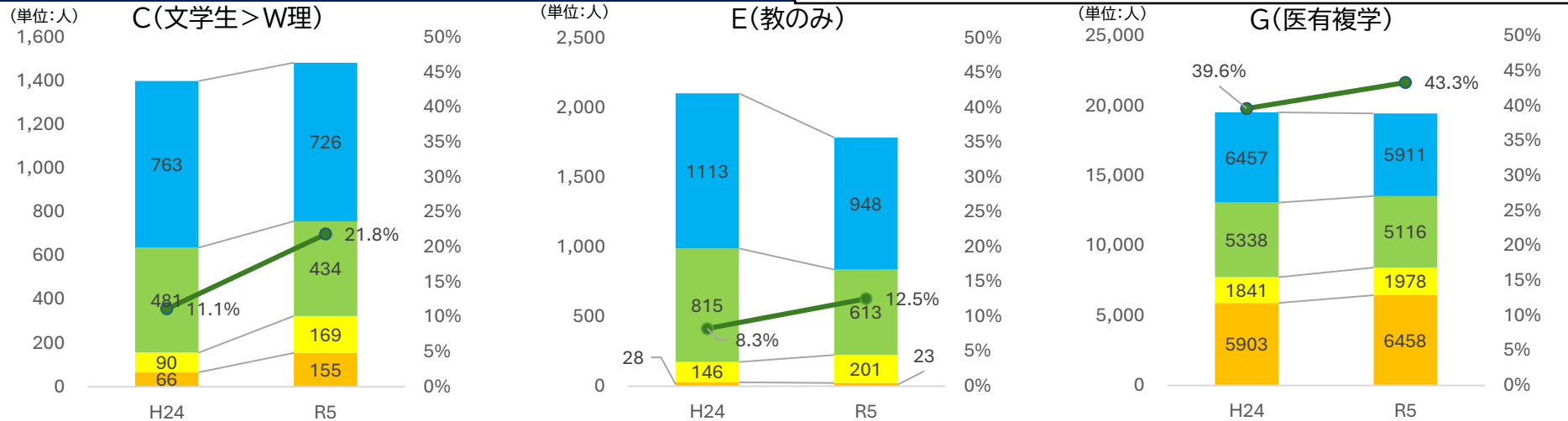
E(教のみ)



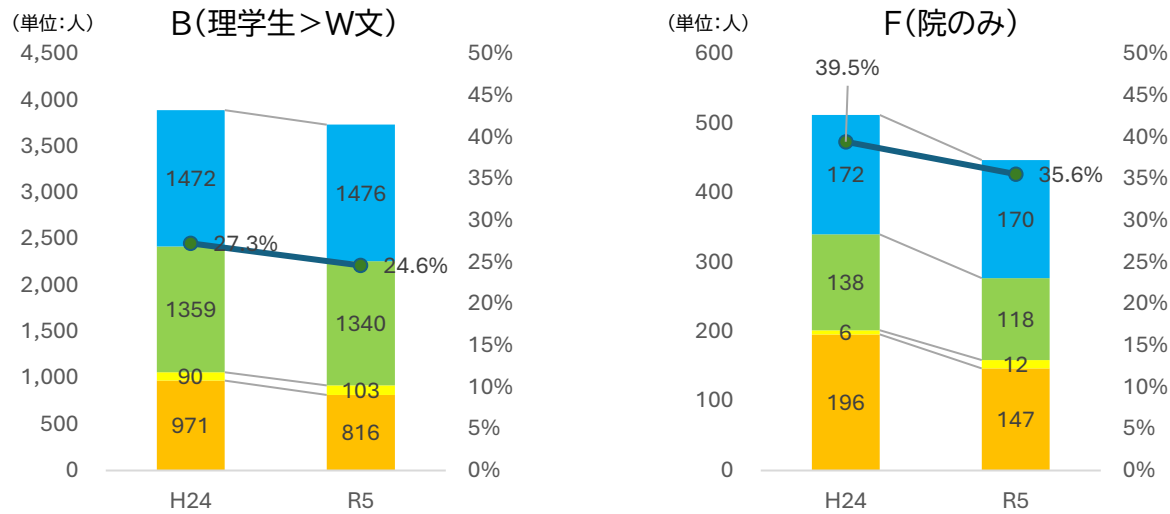
教員の人事構成について（グループ間に見られる特徴③）

- 本務教員数に講師・助教・助手の占める割合をH24年度とR5年度で比較すると全体で3.4ポイント増（36.9 % →40.3 % ）。
- 同割合が上がったグループで比較的增加幅が大きいグループでは、Cグループが10.7ポイント増、Eグループが4.3ポイント増、Gグループが3.7ポイント増。
- 同割合が下がったグループでは、Bグループが▲2.7ポイント、Fグループが▲3.9ポイント。

講師・助教・助手の割合が増えているグループ



講師・助教・助手の割合が減っているグループ

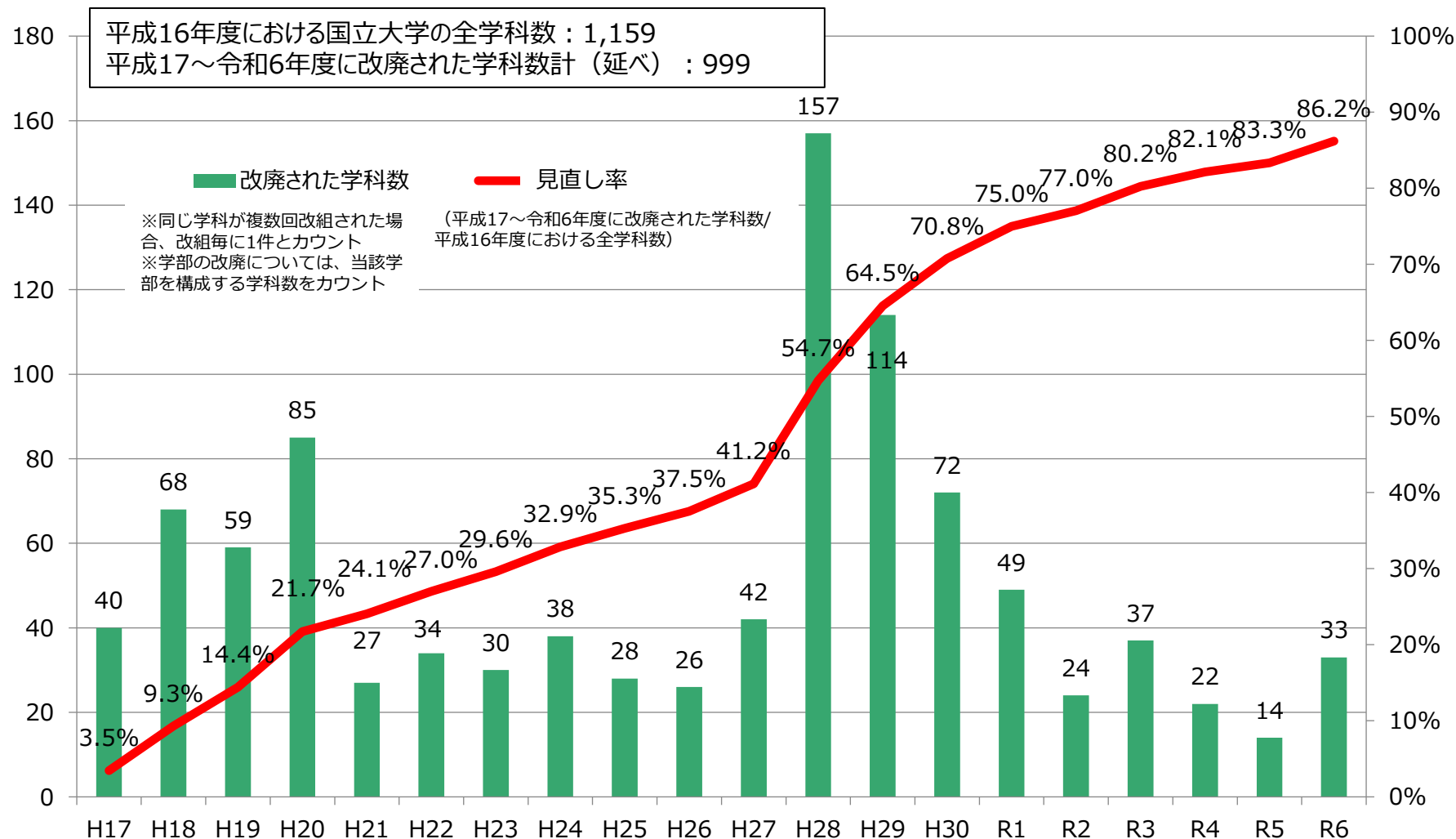


3. 学内組織の見直し等

学内組織の見直し

- 法人化後、社会情勢を踏まえた教育研究の活性化を図るため、運営費交付金による組織整備のための支援や、「大学・高専機能強化支援事業」による高度情報専門人材の確保に向けた体制強化への支援等を通じて、学内の教育研究組織の見直しを促進。
- 平成16～令和6年度に廃止・転換された学科数は999件であり、平成16年度時点からその大半が見直されている。

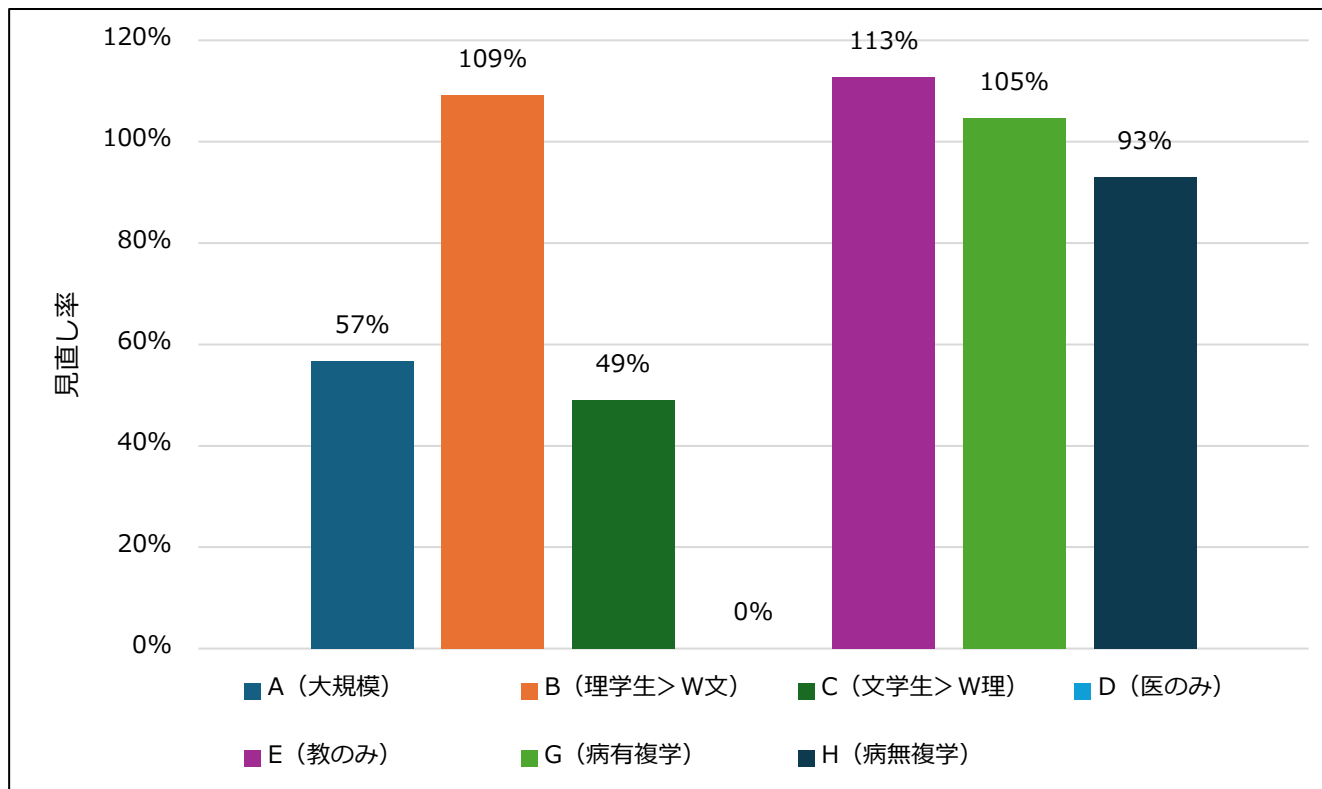
①学部・学科の見直しの状況



- グループ別に見ると、Bグループ（理学生＞W文）、Eグループ（教のみ）、Gグループ（病有複学）、Hグループ（病無複学）においては、大半の学科が見直されている。一方、Aグループ（大規模）及びCグループ（文学生＞W理）における見直しは、その半数程度となっている。

グループ毎の見直し率

（平成17～令和6年度に改廃された学科数/平成16年度における全学科数）

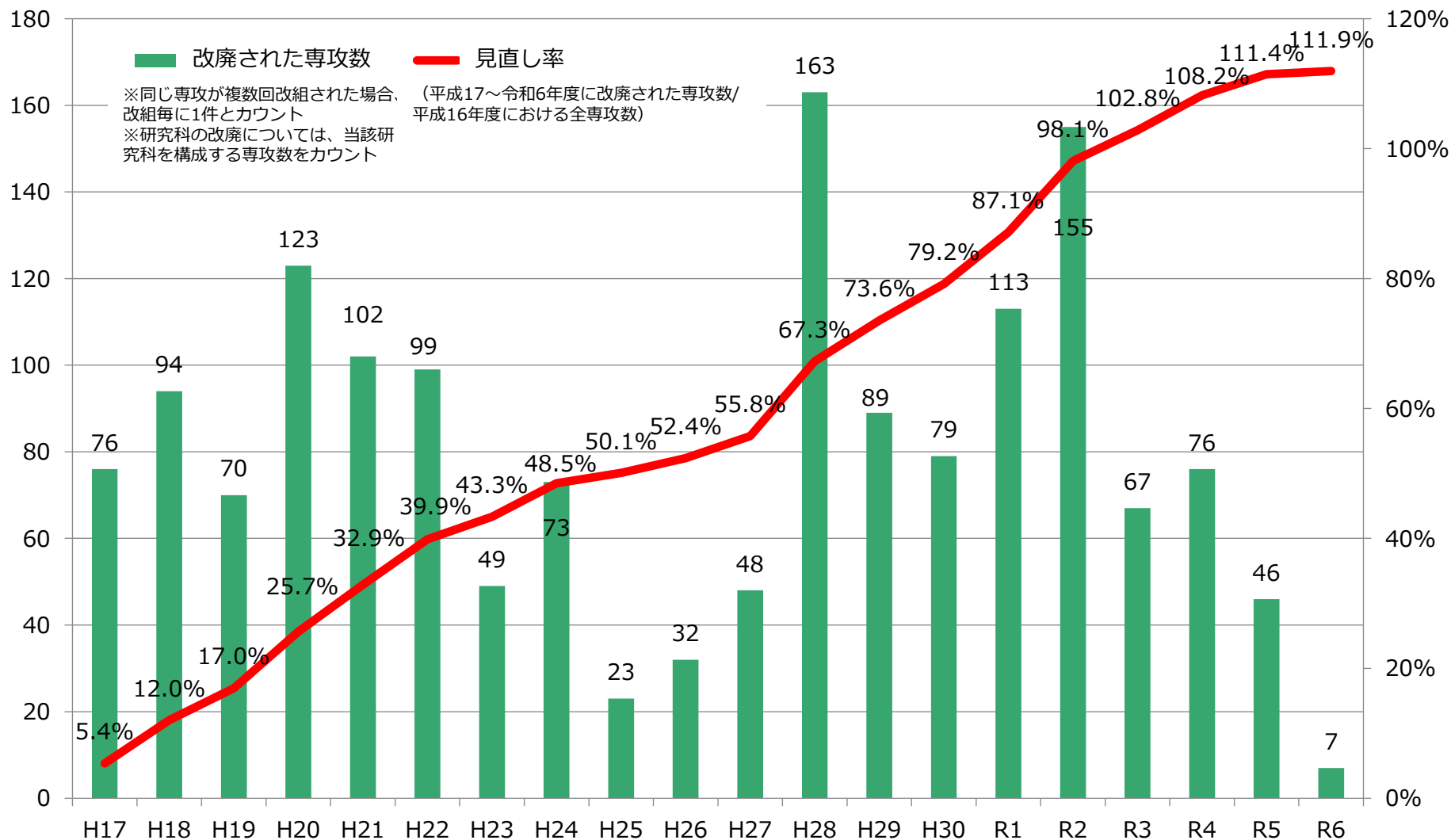


※Fグループ（院のみ）・Iグループ（共同利用機関）は学科が無いため対象外
 ※同じ学科が複数回改組された場合、改組毎に1件とカウント

- 研究科については、修士、専門職、博士の全てにおいて、平成16年度時点からその大半が見直されている。

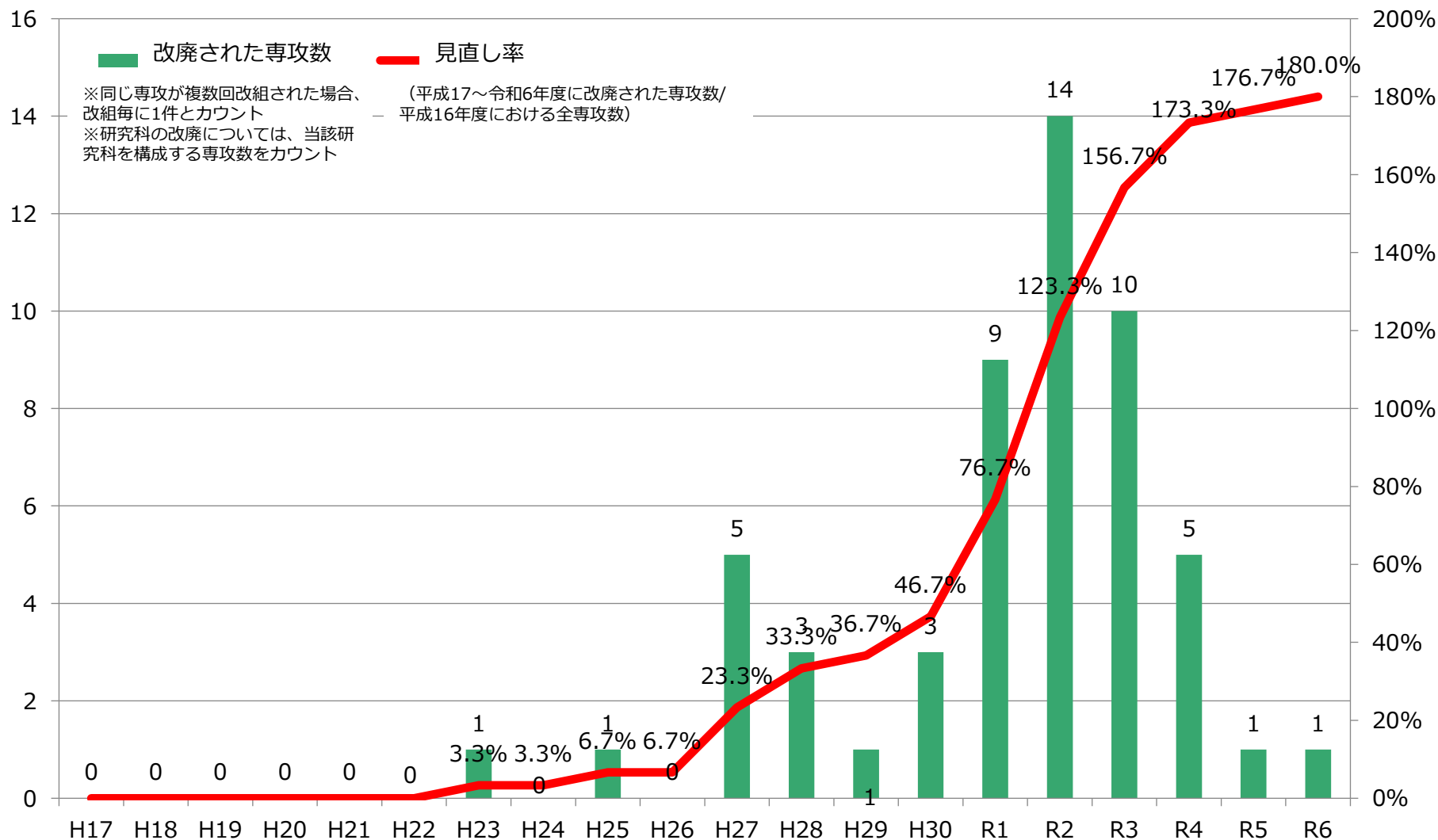
②研究科・専攻の見直しの状況（修士）

平成16年度における国立大学の全専攻数（修士）：1,415
 平成17～令和6年度に改廃された専攻数（修士）計（延べ）：1,584



②研究科・専攻の見直しの状況（専門職）

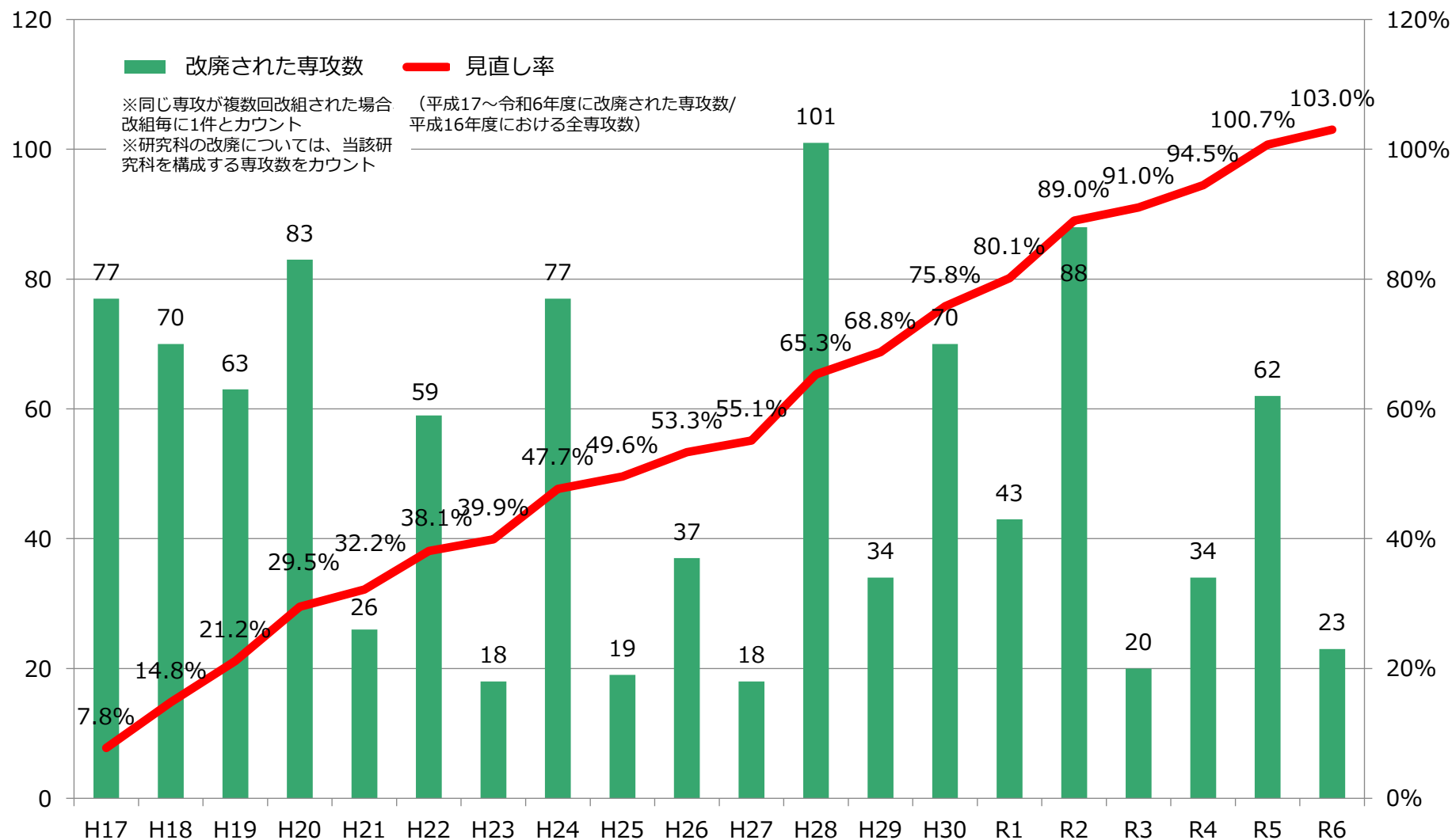
平成16年度における国立大学の全専攻数（専門職）：30
 平成17～令和6年度に改廃された専攻数（専門職）計（延べ）：54



②研究科・専攻の見直しの状況（博士）

平成16年度における国立大学の全専攻数（博士）：992

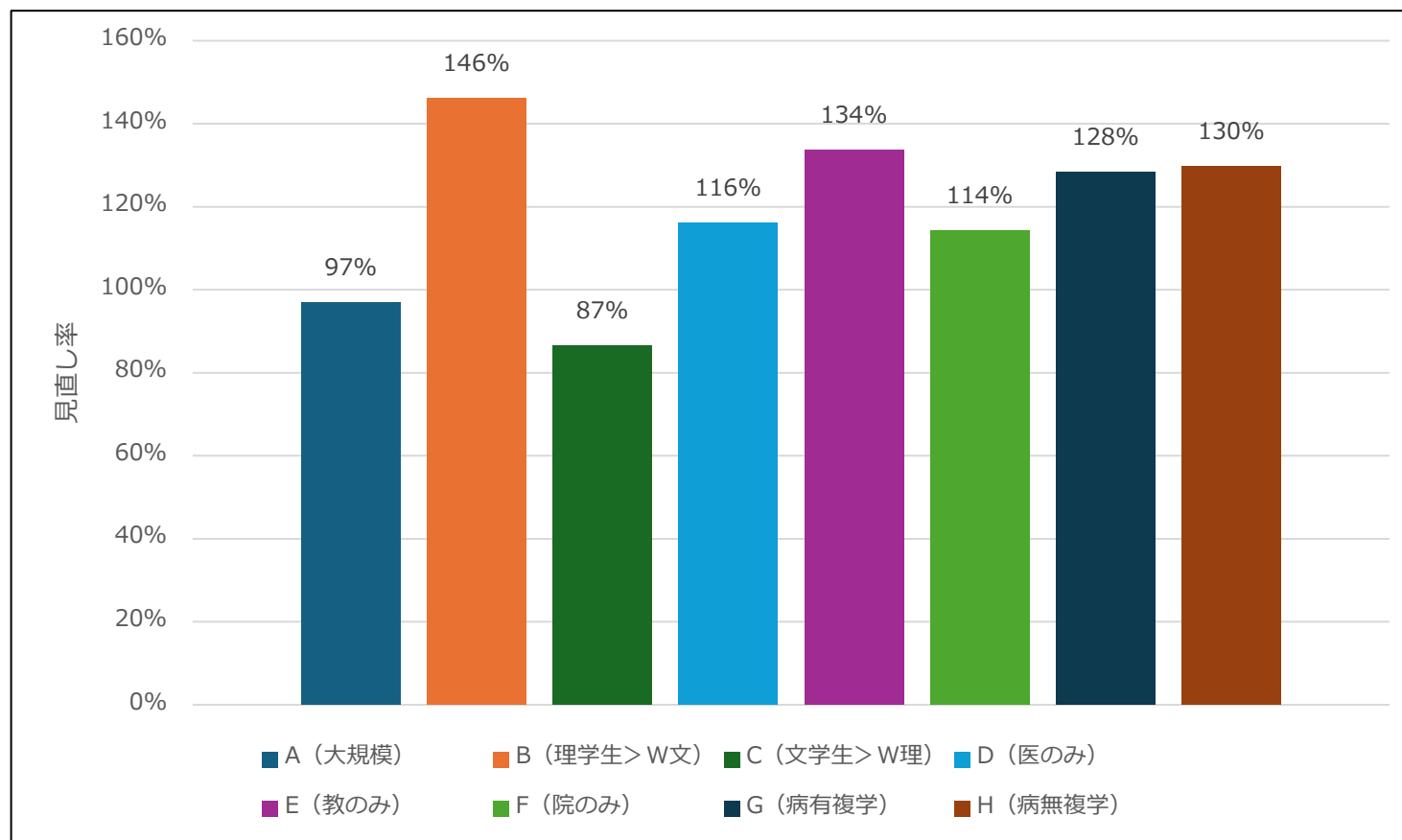
平成17～令和6年度に改廃された専攻数（博士）計（延べ）：1,022



- グループ別に見ると、全てのグループにおいて、大半の専攻が見直されている。

グループ毎の見直し率

(平成17～令和6年度に改廃された専攻数/平成16年度における全専攻数)



※Iグループ（共同利用機関）は専攻が無いため対象外

※同じ専攻が複数回改組された場合、改組毎に1件とカウント

- 近年の主な学部・研究科等の改組の傾向として、①分野横断型、理工系の人材養成や地域の課題解決など、社会ニーズを踏まえた学部等の設置や、②JD、共同教育課程、学部・研究科等連携課程など、組織間連携による学部等の設置、③複数学科・研究科の大きくくり化等が挙げられる。
- また、令和6年度から、「大学・高専機能強化支援事業」の支援を通じて、高度情報専門人材の養成のための定員増や改組が行われている。

＜近年の主な学部・研究科等の改組の傾向＞

- 分野横断型学部等の設置
【例】九州大学 共創学部(H30)、金沢大学 融合学域 (R3)
- データサイエンスに係る人材養成
【例】滋賀大学 データサイエンス学部(H29)、一橋大学 ソーシャル・データサイエンス学部 (R5)
- 地域の課題解決や産業の活性化を支える学部等の設置
【例】高知大学 地域協働学部(H27)、大分大学 福祉健康科学部 (H28)、富山大学 都市デザイン学部 (H30)、島根大学 材料エネルギー学部 (R5)
- 国際連携専攻 (JD) の設置
【例】名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻 (H27)、東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻 (H28)、広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻(R2)
- 複数大学による共同課程の設置
【例】岩手大学・東京農工大学 共同獣医学科(H24)、宇都宮大学・群馬大学 共同教育学部 (R2)
- 学部・研究科等連携課程の設置
【例】長崎大学 プラネタリーヘルス学環 (R4)、静岡大学 山岳流域研究院 (R5)、茨城大学 地域未来共創学環 (R6)
- 複数学科・研究科 (専攻) の大きくくり化
【例】岡山大学 環境生命自然科学研究科 (2研究科→1研究科) (R5)、鹿児島大学 農学部(3学科→1学科) (R6)
- その他
【大学間で人材養成について役割分担した例】島根大学、鳥取大学 (両大学間の協定に基づき、島根大学が教育学部を強化し島根・鳥取両県の教員養成を担うとともに、鳥取大学が教員養成学部を一般学部 (地域学部) に転換) (H16)

【参考】大学・高専機能強化支援事業 (高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援) の活用による定員増

【R6年度】学部：365人、修士課程：418人、博士課程：26人

【R7年度】学部：入学定員350人・編入学定員28人、修士課程：489人、博士課程18人